

令和3年度 横浜市社会福祉審議会

日時：令和4年3月29日（火）10:00～11:30

場所：市庁舎18階 みなと6・7会議室

次 第

1 委員紹介

2 議 題

- (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名
- (2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名
- (3) 幹事の任命

3 報告事項

- (1) 民生委員審査専門分科会について **【資料3】**
- (2) 身体障害者障害程度審査部会について **【資料3】**
- (3) 「横浜市依存症対策地域支援計画」について **【資料4】**
- (4) 生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について **【資料5】**

4 その他

- (1) 「第4期横浜市地域福祉保健計画」の中間評価について **【資料6】**
- (2) 令和4年度健康福祉局予算について **【資料7】**

《配付資料》

- 【資料1】** 横浜市社会福祉審議会について
- 【資料2】** 横浜市社会福祉審議会委員名簿
- 【資料3】** 専門分科会等からの活動報告
- 【資料4】** 「横浜市依存症対策地域支援計画」について
- 【資料5】** 生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について
- 【資料6】** 「第4期横浜市地域福祉保健計画」の中間評価について
- 【資料7】** 令和4年度健康福祉局予算概要

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており(必置義務)、社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 20 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成(20人)は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	12 人
学識経験のある者	5 人

(参考) 社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期・報酬

任期は 3 年(令和 4 年 1 月 12 日～令和 7 年 1 月 11 日)、報酬は 14,000 円(日額)となっています。

5 組織(専門分科会及び審査部会)



6 これまでの審議会の開催状況

(令和2年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(令和元年度)

- ・ 社会福祉審議会：0回
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催見合わせ
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回
- ・ 横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会：6回

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	
昭48.7.24	昭51.3.31	老人の居宅対策について	
昭48.7.24	昭51.3.31	身体障害者の居宅対策について	
昭51.7.20	昭53.2.23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53.7.20	昭54.4.17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55.3.31		(答申)
昭53.7.20	昭55.3.31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55.10.30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57.7.5	昭59.3.27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57.7.5	昭59.3.27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59.7.5	昭60.7.15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61.10.27		(答申)
平2.4.27	平4.12.1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14.12.16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18.1.31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20.7.9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22.8.13	平23.3.7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	
令元.5.30	令2.1.10	横浜市敬老特別乗車証制度のあり方について 持続可能な制度の構築に向けて (答申)	
令3.3.26	令4.2.7	神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について (答申)	

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日

政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

- 第2条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
 - 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

- 第3条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
 - 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成12年2月25日条例第3号

(趣旨等)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長職務代理)

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第5条 法第11条第2項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。
- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則（平成12年9月条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日

最近改正 令和4年2月8日 健企第161号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（以下「令」という。）及び横浜市社会福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第3号）（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定数）

第2条 審議会は委員20人以内で組織する。

（所管事項）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 低所得者の福祉に関すること。
- (5) その他社会福祉の増進に関すること。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

（専門分科会の設置）

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会長の選任）

第5条 前条第1項から第4項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

（審査部会の設置）

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(守秘義務)

第13条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分

を失った後も同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

横浜市社会福祉審議会 委員名簿

(任期：令和4年1月12日～令和7年1月11日)

(敬称略)

	氏名	団体
市会議員	1 高橋 のりみ	市会健康福祉・医療委員会 委員長
	2 芥藤 伸一	市会健康福祉・医療委員会 副委員長
	3 長谷川 えつこ	市会健康福祉・医療委員会 委員
社会福祉事業従事者(五十音順)	4 荒木田 百合	横浜市社会福祉協議会 会長
	5 飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会 副会長
	6 泉 今日子	認知症の人と家族の会神奈川県支部 世話人
	7 井上 敏正	横浜市町内会連合会 委員
	8 内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 副理事長
	9 漆原 恵利子	横浜市福祉事業経営者会 理事
	10 加藤 由紀子	横浜市介護支援専門員協議会 理事長
	11 佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事
	12 高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター センター長
	13 谷口 実	横浜市障害者地域作業所連絡会 会長
	14 早川 陽子	横浜市労働組合連盟 副委員長
	15 宮田 光明	横浜市民生委員児童委員協議会 会長
学識経験者(五十音順)	16 石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
	17 茨木 尚子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授
	18 川島 通世	神奈川県弁護士会 弁護士
	19 岸 恵美子	東邦大学看護学部 教授
	20 水野 恭一	横浜市医師会 会長

横浜市社会福祉審議会事務局名簿【令和3年度】

1	健康福祉局長	たなか ひろあき 田中 博章
2	保健所長（担当理事兼務）	たはた かずお 田畑 和夫
3	健康福祉局 担当理事 （こころの健康相談センター長兼務）	しらかわ のりひと 白川 教人
4	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	かわい ゆうこ 川合 裕子
5	健康福祉局 総務部医務担当部長（保健医療医務監）	いがらし よしみつ 五十嵐 吉光
6	健康福祉局 地域福祉保健部長	うちだ さわこ 内田 沢子
7	健康福祉局 生活福祉部長	すずき しげひさ 鈴木 茂久
8	健康福祉局 障害福祉保健部長	かみじょう ひろし 上條 浩
9	健康福祉局 高齢健康福祉部長	さとう たいすけ 佐藤 泰輔
10	健康福祉局 健康安全部長	うじいえ りょういち 氏家 亮一
11	健康福祉局 企画課長	あわや しらべ 粟屋 しらべ
12	健康福祉局 福祉保健課長	あらい たかのり 新井 隆哲
13	健康福祉局 生活支援課長	いわい かずよし 岩井 一芳
14	健康福祉局 生活支援課指導・適正化対策担当課長	おおうち なおと 大内 直人
15	健康福祉局 障害施策推進課長	さ だ みさこ 佐渡 美佐子
16	健康福祉局 精神保健福祉課担当課長	こんどう ともかず 近藤 友和
17	健康福祉局 高齢健康福祉課長	とりい としあき 鳥居 俊明
18	健康福祉局 保健事業課長	はだ まきなお 羽田 政直

令和4年3月29日現在

専門分科会等からの活動報告

標記について、次のとおり報告します。

(1) 民生委員審査専門分科会について

1 運用状況の概要

会議の開催回数	公開された会議の回数	非公開とされた会議の回数	傍聴者数(合計)
2 回	0 回	2 回	0 人

2 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
6月10日	会長の選出	非公開	0 人
	職務代理者の指名		
	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査		
11月11日	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査	非公開	0 人

(2) 身体障害者障害程度審査部会について

1 運用状況の概要

会議の開催回数	公開された会議の回数	非公開とされた会議の回数	傍聴者数(合計)
12 回	0 回	12 回	0 人

2 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
月 1 回	身体障害者手帳の障害程度審査	非公開	0 人
	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定 (年4回)		

「横浜市依存症対策地域支援計画」について（報告）

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症をはじめとした依存症全般を対象とする、本市の総合的な依存症対策の方向性を示す横浜市依存症対策地域支援計画を令和 3 年 10 月に策定しました。

本市の依存症に関する支援の方向性を示す計画となります。包括的・重層的な支援体制の構築に向け、今後も依存症対策の推進に、ご協力をお願いします。

1 計画の概要

(1) 目的

依存症対策の支援の方向性を民間支援団体や医療や福祉の関係機関の支援者の皆様と共有することで、包括的な支援の提供を目指します。

(2) 計画期間

5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）

(3) 基本理念

「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」

(4) 重点施策

重点施策 1 予防のための取組

重点施策 2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

重点施策 3 相談につながるための普及啓発

重点施策 4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

重点施策 5 専門的な支援者による回復支援の取組

重点施策 6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

2 計画の冊子及び概要版リーフレット（別紙）

区役所、市役所（市民情報センター）、横浜市こころの健康相談センター等において配架・配布しています。また、本市ウェブサイトにも掲載しています。

横浜市依存症対策 地域支援計画

計画期間：令和3年度～令和7年度

【概要版】

令和3年10月

横浜市

1 計画策定の趣旨

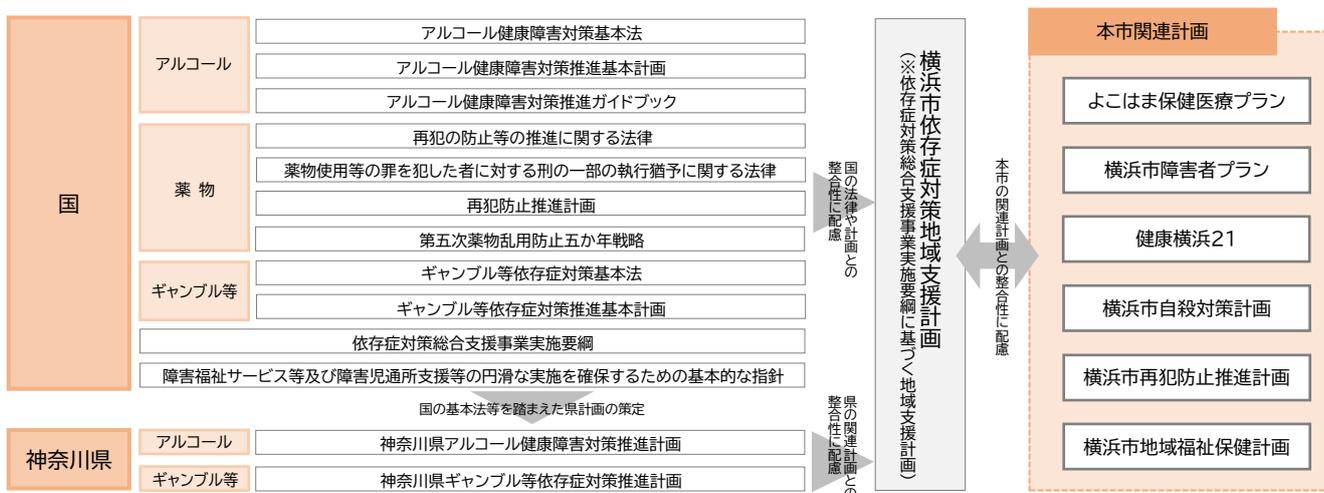
- 依存症は、本人の健康状態や社会生活等だけでなく、家族等へも影響を及ぼします。依存症の背景には複合的な課題が存在している事例も多く、医療・福祉・司法など、様々な領域の専門家が連携して支援を行うことが求められます。
- 近年、国や神奈川県において、法律や計画が整備されるなど、各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。
- こうした動きを踏まえ、本市においても、こころの健康相談センター、各区役所での精神保健福祉相談を中心に、相談支援、普及啓発などの取組を充実させてきました。また、市内では依存症当事者の支援に、長きにわたって、多数の民間支援団体等が活動してきました。
- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すものです。

2 用語の定義

用語	定義
依存症	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である ● 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（第11回改訂版）」(ICD-11)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること

3 計画策定の位置付けと計画期間

- 本計画は国の依存症対策総合支援事業実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものであり、国や神奈川県との関連計画及び本市における医療・福祉領域の関連計画との整合を図りながら策定しています。
- また、本計画の計画期間は、計画策定後の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



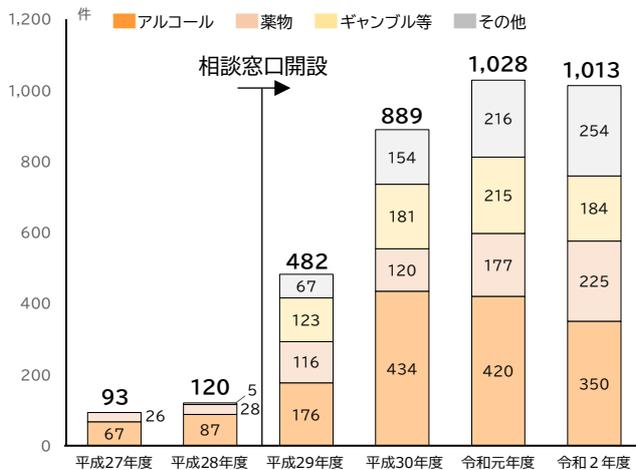
4 計画で取り扱う依存対象

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

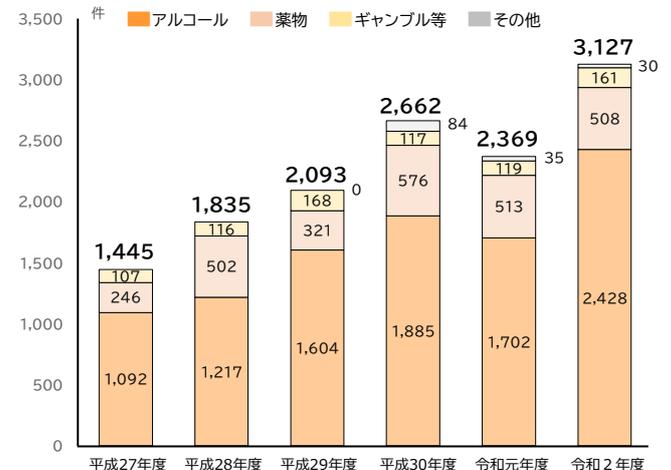
1 本市の依存症に関連する状況

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計(平成30年度)によると、アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の0.8%、女性の0.2%となっています(※1)。
- 国立精神・神経医療研究センターの調査結果(令和元年度)によると、生涯で1度でも薬物の使用を経験した人の割合は、2.5%となっています(※2)。
- 本市の調査結果(令和元年度)によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の2.2%となっています(※3)。
- 本市における依存症に関する相談件数を見ると、令和2年度には、こころの健康相談センターでのべ1,013件、区役所でのべ3,127件の相談を受け付けています(※4)。

こころの健康相談センターにおける依存症関連ののべ相談件数



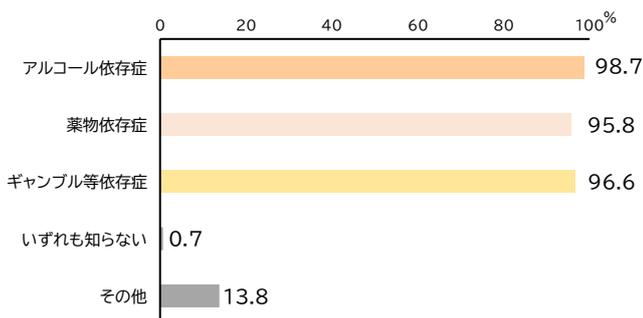
区役所における依存症関連ののべ相談件数



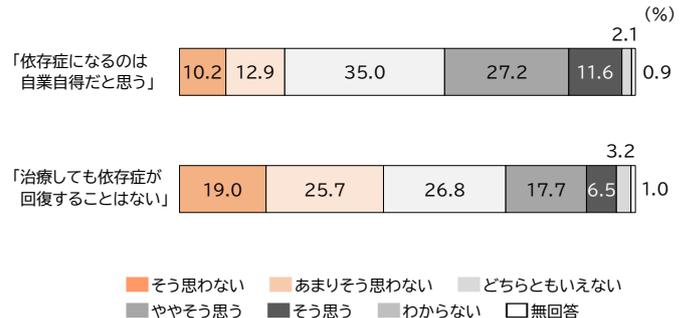
(※1) 「2018年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)分担研究平成30年度報告書)
 (※2) 国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2019年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)。ここでいう「薬物」は「有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物」のことを指す。
 (※3) 横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)
 (※4) 出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成29年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載。

- 本市が令和2年に「ヨコハマeアンケート」(※)で実施した「依存症に対するイメージや知識に関するアンケート」の結果によれば、回答者の95%以上が、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症について知っており、依存症に対する認知度は高いことがうかがえます。
- 他方で、「依存症になるのは自業自得だと思う」の質問については38.8%が、「治療しても依存症が回復することはない」の質問については24.2%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答しており、依存症に関する正しい知識が浸透していないことがうかがえます。

知っている依存症 (n=1,264)



依存症に対する認識 (n=1,264) (%)



(※) 市内在住の15歳以上の登録メンバーによるインターネット調査

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

① 身近な支援者

- 区役所の高齢・障害支援課、生活支援課などでは、行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等、幅広く対応しています。相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
- そのほか、身近な支援者としては、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザといった福祉の機関、法テラスや司法書士、弁護士、保護観察所といった司法に携わる機関・支援者、学校などの教育機関等があります。
- 身近な支援者における相談や対応する課題等の背景には、依存症の問題が含まれることが珍しくない状況にあります。こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

② 医療機関

- 神奈川県内には専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あります。また、それ以外の医療機関（一般医療機関）においても、依存症の早期発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた重要な役割を担っているものと考えられます。

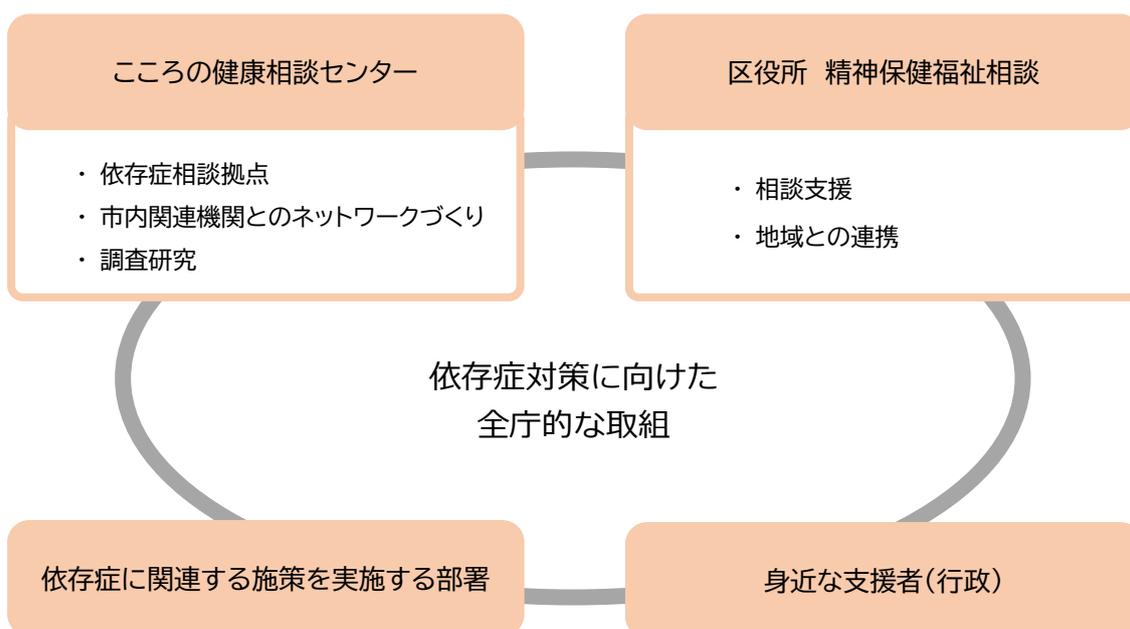
③ 民間支援団体等(回復支援施設・自助グループ等)

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施や依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支えあう取組を進めています。

④ 行政(こころの健康相談センター・区役所 精神保健福祉相談等)

- 実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターで、地域の関係機関と連携しながら、個別相談（依存症相談窓口）、回復プログラム、家族教室、普及啓発や支援者向け研修等の事業を実施しています。
- 区役所では、関係課が連携し、複合的な問題に対応しています。高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、依存症の本人や家族等の地域生活を支えるため、それぞれの区の状況に応じた取組を実施しています。
- その他の依存症に関連した施策を実施する部署では、所管する事業において、普及啓発等の取組を実施しています。

本市における依存症対策の取組体制



- 本計画の策定にあたって、各種調査、本市の附属機関である精神保健福祉審議会の依存症対策検討部会（以下、「検討部会」という。）での議論等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

●一次支援

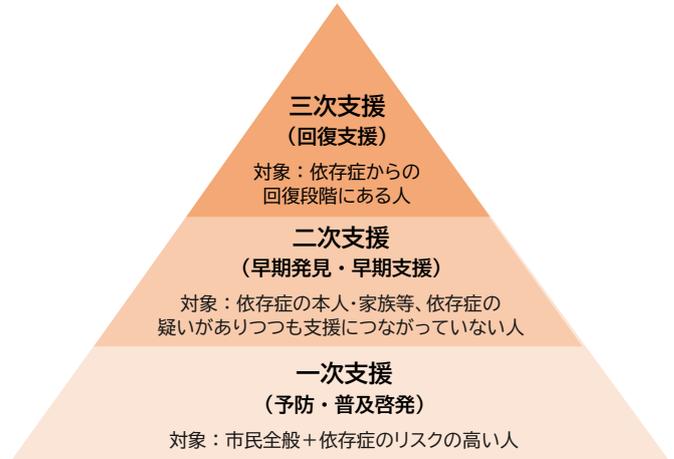
依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組を指します。

●二次支援

依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながっていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などを指します。

●三次支援

依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組を指します。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含まれます。



本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題	課題の具体的内容
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発	・ 早い時期（学齢期）からの普及啓発 ・ 幅広い年齢層（成人、高齢者含む）への普及啓発 ・ 幅広い支援者と連携した啓発の取組 ・ ゲーム障害を含む、依存対象と出会う時期に応じた正しい知識の普及啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発	・ ライフイベントの発生に合わせた正しい知識の普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発	・ 依存症の発症リスクが高い生活習慣等についての啓発 ・ 依存症に対する誤解・偏見の解消に向けた普及啓発 ・ 一般市民に対する専門的な医療機関や民間支援団体等の活動内容の周知
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発	・ 相談に至るための相談支援機関や支援策等の情報提供・周知 ・ 家族等が相談をする場の必要性 ・ 職場での普及啓発 ・ 回復イメージが具体的に認識できる情報提供、回復プロセスの周知・啓発 ・ 受け手が必要な情報を得やすい情報提供の検討
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築	・ 行政、専門的な医療機関、身近な支援者、民間支援団体等による、長期にわたる継続的な支援体制の構築 ・ 生活困窮や虐待等の依存症関連問題への対応 ・ 未成年あるいは高齢、身体や認知機能の障害等のため民間支援団体等での支援が困難な事例への対応 ・ 依存症自体の支援より他の生活に関する支援を必要とする人への対応
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組	・ 身近な支援者における依存症が疑われる人の発見とつなぎへの対応 ・ 身近な支援者への支援情報・知識の提供
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援	・ 本人等が継続的な支援を受ける上での課題への対応 ・ 家族等に対する支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有	・ 対象者像や支援内容等の施設ごとの特色を生かした、ニーズに合う支援提供 ・ 支援者によるアセスメント（その人に合った支援を見極めること） ・ 女性への回復支援の課題解決
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上	
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援	・ 民間支援団体等における、制度と支援ニーズの不一致解消に向けた検討 ・ 他の生活に関する支援への負担の対応検討 ・ 施設の安全管理・危機管理 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた活動の検討
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応	・ 専門的な支援者間、身近な支援者間で情報共有などを行う場の必要性、横のつながりがある環境 ・ 継続した勤務に向けた、民間支援団体等スタッフの人材育成、ケア
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応	・ 就労への移行についての課題解決に向けた検討 ・ 医療機関との連携 ・ 地域で生活していくための支援 ・ 矯正施設等から地域移行をした後の孤立を防ぐための継続した支援 ・ 依存症以外に重複した問題や障害のある人に対する支援課題への対応 ・ 依存症への偏見等による民間支援団体等の運営課題への対応 ・ 回復期における家族等の負担の大きさと家族等への継続的な支援

1 基本理念

- 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 基本方針

- 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

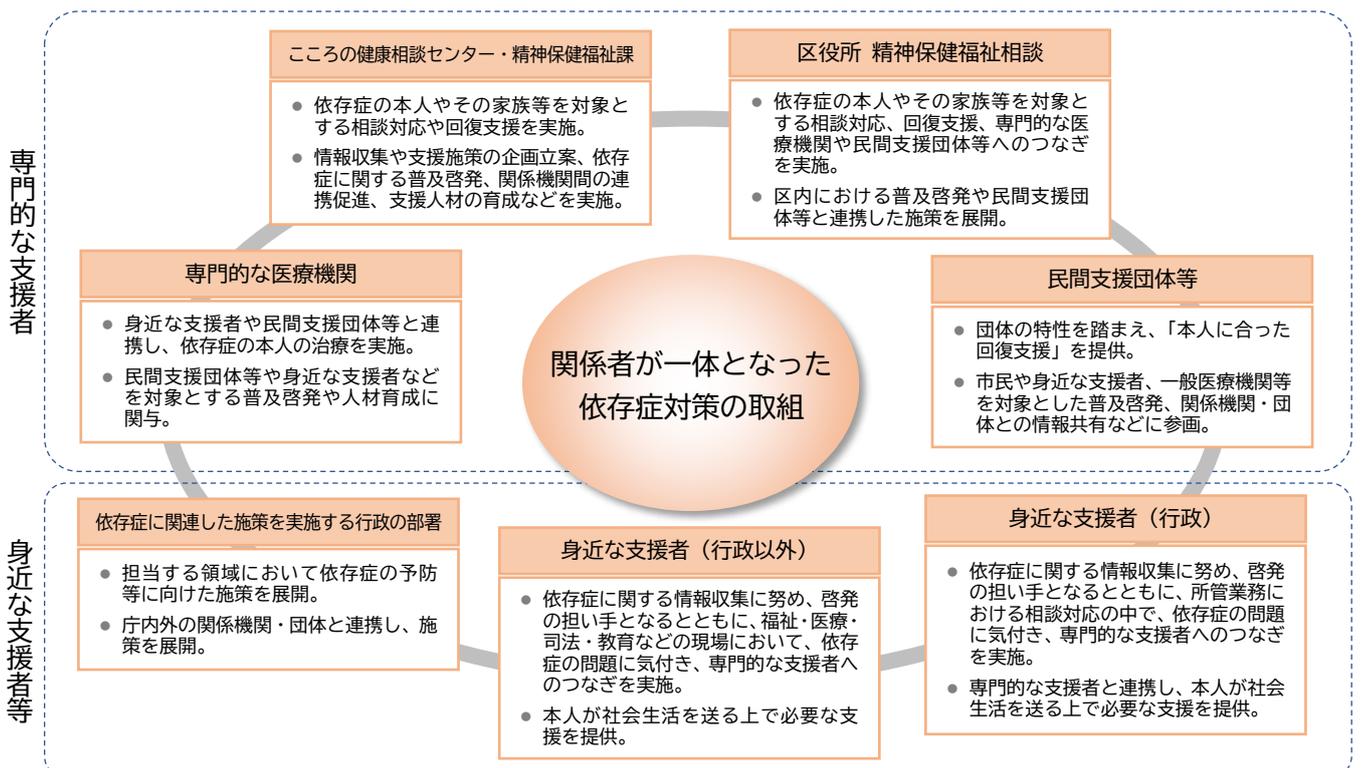
【基本方針】

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 基本方針の実現に向けた取組体制

- 基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連した施策を実施する本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

基本方針の実現に向けた取組体制



1 一次支援に係る重点施策

重点施策1 予防のための取組

【幅広い年齢層を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開するとともに、依存症の予防に向け、心身の健康を保つ取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供

- 児童・生徒を対象にリーフレットの配布などによる教育、啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報や教育、啓発を実施。
- 子どもの健全育成に大きな役割を担う教員、保護者、地域の大人や団体、区役所などの相談支援者等を対象とした、依存症予防に関する知識の提供を実施。
- ゲーム障害に関する正しい理解とゲームとの適切な付き合い方や家庭で保護者ができる関わり方等について、小中学校等と連携して普及啓発を実施。

イ それぞれの年齢等に適した普及啓発・予防教育の実施

- それぞれの年齢・世代・性別等に応じた内容・手法による普及啓発・予防教育を推進。

ウ 大学生への啓発

- 横浜市立大学において、健康診断時に啓発チラシを配布するとともに、アルコール摂取についての問診や保健相談を実施。
- 市内にキャンパスを有する大学等に対して、本市が作成する若年層向けの普及啓発資料の提供や相談窓口の周知を図るなど、個々の大学等における啓発活動を支援。

エ 身近な支援者等による啓発

- 身近な支援者によるリーフレットの配架・配布などの依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施。
- 依存症の予防に向け、区役所の精神保健福祉相談や精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等における啓発や情報提供の取組を推進。

オ 心身の健康を保つ取組

- こころの健康を保つため、ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を推進するとともに、こころの健康に関する相談を実施。
- 生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施。
- 誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定するほか、市民に対して様々な機会を活用した普及啓発を実施するなど、横浜市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を推進。

カ 様々な課題への支援

- 依存症の背景となりうる様々な健康問題や生活課題等に対応するため、区役所の関係各課において、相談を受け、必要な支援を提供。関係課等と情報共有し、連携した対応を実施。
- 教育相談として、小中学生の不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、学校生活上の困りごとについての相談に対応。また、学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応。



依存症啓発リーフレット

(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組

- 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施。
- 「よこはま企業健康マガジン」(メール配信)による市内企業へのアルコール問題に関する記事の配信などを通じ、市内で働く人たちに多量飲酒等の防止の重要性を啓発。

イ 未成年飲酒防止・不適切な誘引防止の取組

- 学習指導要領に基づく保健学習において、未成年者の飲酒の防止に向けた教育等を推進。
- 周囲の大人が未成年者に対して不適切な飲酒を誘引することのないよう、啓発活動を実施。

ウ 女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組

- 依存症に至る進行の早さ、妊娠中の胎児への影響の危険性など、特有の課題が生じる女性のアルコール依存症の予防のため、リーフレットの配布などを通じて、依存症に関する情報提供や普及啓発を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 教職員等向け研修の実施

- 青少年の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用による心身への影響や依存症などについて、教職員等を対象とした研修を実施。

イ 薬物乱用防止への取組

- 不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育

- 高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施。

イ 場外券売り場などでの普及啓発

- 公営競技の場外券売り場等において、リーフレットの配架・配布など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全般を対象とした普及啓発の取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発

- 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施。
- 依存症に関する正しい理解促進のための市民向け講座を開催。

イ 依存症の正しい知識の普及啓発

- 依存症は誰もが直面しうる問題であり、適切な支援を受けることで回復できるという正しい知識の普及啓発のため、セミナー・講演会の開催、リーフレット等の配布を実施。
- 民間支援団体等において、当事者による語りを含むセミナー・講演会などを実施し、こころの健康相談センターや区役所においてその開催を支援。

本市 依存症の基礎知識ホームページ



重点施策3 相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発

- 依存症の本人、その家族等や友人・知人などが相談支援機関についての情報を入手し、相談につながるができるよう、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施。
- 厚生労働省が定める啓発週間に合わせて、相談勧奨や市民向けセミナー等の普及啓発を実施。

イ 幅広く身近な場所での普及啓発

- 重複障害、多重債務や生活困窮、DV・虐待等の問題を抱える依存症の本人や家族等が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口等で、リーフレット配布など、専門的な支援者等に関する情報の提供を実施。
- 他の障害が重複する人に相談支援機関の情報を提供するため、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の身近な支援機関・団体における普及啓発の取組を推進。

ウ 家族等向けの啓発

- 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施。
- 家族等からの相談が可能な専門医療機関について、家族等や身近な支援機関の職員などへの周知を推進。
- 家族等に向け、依存症の基礎知識や対応方法について、ホームページ、セミナー等による啓発を実施。

エ 民間支援団体等による講演会等の開催

- 民間支援団体等において、依存症の本人や家族等に対する相談や回復支援に関する情報提供のための講演会等を開催。また、本市において、開催の周知を支援。

オ インターネットを活用した情報提供

- Web上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施。また、民間支援団体等の相談先に関する情報の掲載も実施。



(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 産業保健分野における普及啓発

- 産業保健総合支援センターなどと連携しながら、市内企業等の従業員に向けたアルコール依存症の問題に関する情報提供等を実施。
- 市職員に向けて、飲酒に関する啓発やアルコール依存症に関する相談対応等を実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 重複処方の人へのお知らせ

- 医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、文書等の送付により処方薬を対象とした薬物依存の問題に関する注意喚起を実施。
- 重複処方等の人に対し、専門的な支援者などの情報提供を実施。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発

- 借金・多重債務問題の相談、法律相談等において、リーフレットの配架・配布など、相談支援機関に関する普及啓発、情報提供を推進。
- ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布などの普及啓発を実施。



相談を促す啓発カード

重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

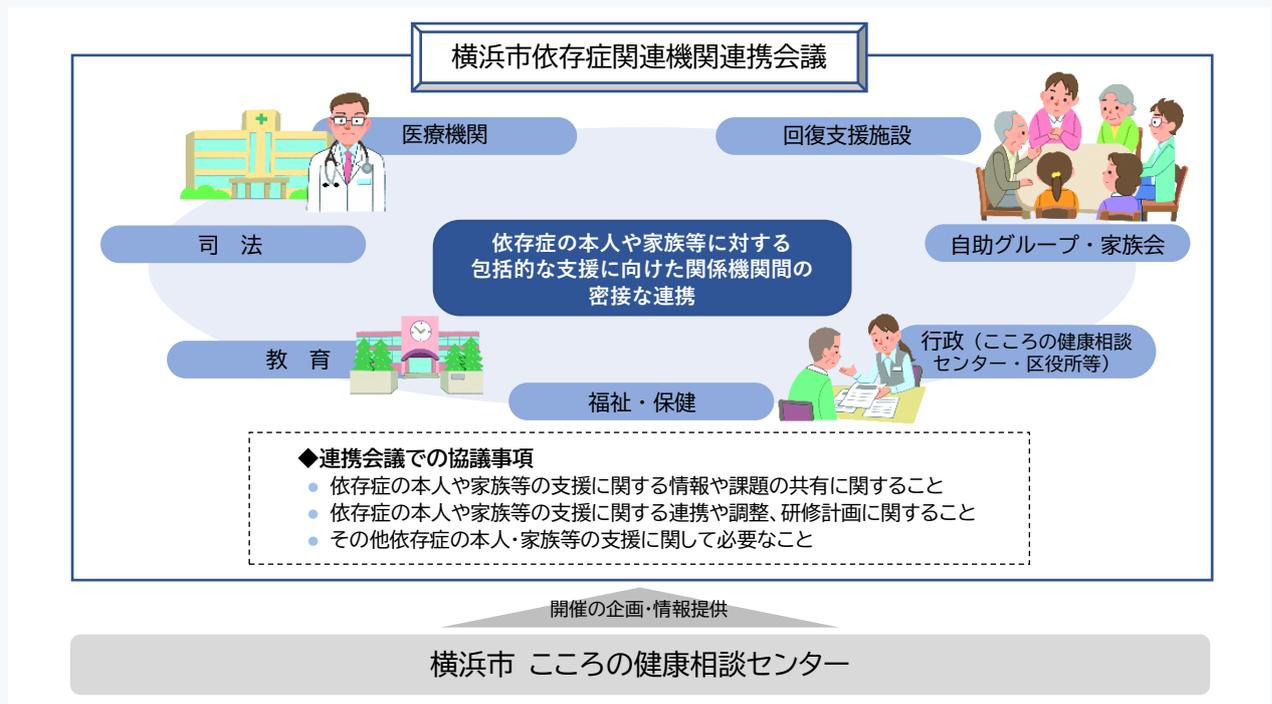
【身近な支援者等による依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議による支援情報の収集と共有等

- 依存症の本人等に対する包括的な支援を行うため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした横浜市依存症関連機関連携会議（以下、「連携会議」という。）を、相談拠点であるこころの健康相談センターが定期的に開催。

横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図



イ 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などの幅広い支援者のネットワーク、顔の見える関係の構築

- 行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる幅広い支援者ネットワークと顔の見える関係づくりを推進。

ウ 支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施

- 身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進。
- 身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上に寄与するための研修の実施。



エ 身近な支援者から専門的な支援者へつなぐ取組

- 本人や家族等の相談に対して、関係機関と連携し、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを実施。

オ 身近な支援者と連携した取組

- 身近な支援者において、依存症の理解を促進するための研修をこころの健康相談センターと連携して開催するなど、依存症関連の取組を推進。

カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施

- 依存症の問題を抱えている支援対象者やその家族等を専門的な支援者へつなぐことができるよう、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者に向けた、依存症に関する情報提供や研修等を実施。
- 子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合も少なくないと考えられることから、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修などを実施。

キ 市内の支援者情報をまとめた情報ツールの整備

- 身近な支援者が、対象者のニーズに合った支援者を検索できるよう、市内の支援者の情報をまとめた情報ツールを整備。

ク 救急医療機関との連携

- 救急医療機関において、アルコールや薬物の多量摂取や事故等による外傷で搬送された人に依存症の疑いがある場合、容態が安定した患者やその家族等が専門的な支援者につながるができるよう、依存症の基本知識や専門的な支援者の連絡先等を掲載したリーフレットを院内に配架・配布し、啓発を実施。

ケ かかりつけ医への研修の実施

- 多くの市民が継続的な関係を構築する「かかりつけ医」対象の研修において、依存症についても説明を実施。

コ 区役所の関係各課が連携した相談等への対応

- 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症についての理解と相談対応力の向上を推進。
- 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と横断的な情報共有や連携した対応を実施

サ 医療関係者による支援者向け研修の実施

- 身近な支援者等が依存症理解を深めることを目的として、専門の医師等による医学的な見地からの支援者向け研修を実施。



(2) アルコール依存症に特化した取組

ア 内科等での気付きとつなぎ

- 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりを検討。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人がアルコールに起因する疾患により内科等を受診した際に、医師やその他の医療従事者が依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等に向けて依存症に係る情報提供や研修などを実施。

(3) 薬物依存症に特化した取組

ア 保護観察所との密な連携と情報共有

- 薬物等に関連する犯罪等により保護観察処分となっている人を再犯防止に向けた適切な支援へつなぐため、保護観察所と連携して、市内の相談支援機関に関する当事者への情報提供や支援者向け研修の実施等を推進。
- 薬物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検討会や地域支援連絡協議会に参画し、神奈川県内の他自治体や保護観察所との情報交換や連携などを緊密に行う体制を構築。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、回復や再使用等に影響する要因を明らかにすることを旨とするとともに、切れ目のない支援体制の構築に向け、行政や関係機関・団体が連携して治療や支援等を行う地域体制の構築を推進。

(4) ギャンブル等依存症に特化した取組

ア 借金・消費生活・法律相談等から専門的な支援者へのつなぎ及び啓発

- 依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施。
- 依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症に係る情報提供や研修などを実施。

重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 行政における相談支援

- こころの健康相談センターにおいて、専門の相談員が依存症の本人や家族等からの相談を受けるとともに、回復プログラム等の案内や区役所との連携、専門的な支援者等へのつなぎを実施。
- 区役所の精神保健福祉相談において、身近な相談窓口として相談対応を行うとともに、福祉サービスの利用の決定や訪問・介入などの継続的な支援、地域の資源を活用した支援を実施。また、区役所の関係各課が連携して複合的な福祉課題に対する支援を実施。

イ 回復プログラム・家族教室の実施

- こころの健康相談センターにおいて、依存症のメカニズムを学び、再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施。
- こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症について学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施。



ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援

- 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施。

エ 利用者のニーズに合った制度の検討

- 障害者総合支援法等の制度の中では対応しきれない利用者のニーズ等を踏まえ、依存症特有の課題について各制度との調整を検討。

オ 民間支援団体等への活動支援

- 民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助。
- 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施。

カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援

- 自然災害や事件、新型コロナ等の感染症の流行等から施設の利用者や職員を守るため、施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成を推進。
- 防災・防犯・感染症予防に必要な物品の導入補助など、施設の危機管理体制の充実に向けた支援を実施。

キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組

- 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き症候群」や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催、施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援。

ク 連携会議による情報共有

- 連携会議の開催により、行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、依存症の問題で悩む人が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を推進。

ケ 専門的な医療機関の充実に向けた研修等の実施

- 依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等を実施。

重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

(1) 総合的な依存症対策の取組

ア 連携会議によるサポート体制の構築

- 相談拠点である本市こころの健康相談センターが開催する連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築を推進。

イ 地域における依存症の支援

- 地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築。
- 依存症の本人が介護や障害福祉サービスを必要とする場合に、地域での生活を支える最も身近な支援者である、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施。

ウ 回復や支援に関する情報共有

- 支援の質の向上と回復プロセスの理解促進に向け、支援のあり方や様々な回復プロセスを関係機関全体で共有し、行政や民間支援団体等、一般市民への周知を実施。

エ 更生保護と一体となったサポート

- 保護観察所等と連携し、当事者への民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含む相談対応を推進。
- 国立精神・神経医療研究センターが実施する、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査に協力し、対象者への継続的な支援を実施。

オ 就労の支援

- 依存症の本人の就労の支援に向けて、行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等（偏見・差別等の防止、回復プロセスにおいて長期的な視点が求められることなどへの理解）の普及啓発を実施。
- 若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援。
- 障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等を、企業や関係機関と連携しながら実施。

カ 自立後の住まいの確保

- 依存症からの回復過程にある人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が、地域の中で自立した生活を続けられるよう、住まいの確保に向けて、依存症に関する正しい知識の周知を進め、広く偏見の解消を推進。
- 住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対しては、公募により、低廉な家賃で市営住宅を提供。
- 低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」を活用。
- 住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討を推進。



1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、一次支援から三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。

【関係主体に期待される役割】

◇ 身近な支援者(行政、福祉、一般医療機関、司法、教育)

- 依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手となるとともに、所管する業務に関連して本人等が相談に訪れた際には、依存症問題に対して気づき、適切な専門的な支援者へのつなぎを行うことが求められます。
- また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、本人が社会生活を送る上で必要な支援等を提供する役割が期待されます。

◇ 専門的な医療機関

- 身近な支援者や民間支援団体等と連携しながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や一般医療機関を含む身近な支援者、市民などを対象とした、依存症に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

◇ 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

- 回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、その人に合った回復支援を提供していくことが求められます。
- 自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、その問題からの回復を目指します。
- また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

◇ こころの健康相談センター・健康福祉局精神保健福祉課(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関間の連携促進、民間支援団体等の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症問題の解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

◇ 区役所 精神保健福祉相談(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 区役所の精神保健福祉相談において、本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切な専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。
- また、区内において依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

◇ 依存症に関連した施策を実施する部署(依存症関連施策の実施者としての行政)

- 本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を実施することが求められます。
- また、依存症への対応は、福祉・保健、医療、司法、教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

2 計画の進行管理

- 本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。
- 計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。
- 本計画を評価するための目安として、重点施策ごとにモニタリング指標を設定し、施策の効果などの点検を実施します。
- 指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

各重点施策におけるモニタリング指標

重点施策		モニタリング指標
一次支援 〔 予防・普及啓発 〕	重点施策1 予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層へ向けた学校等での依存症の正しい理解や予防のための取組や、区役所をはじめとした様々な身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消するための情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的で開催されている。
二次支援 〔 早期発見・早期支援 〕	重点施策3 相談につながるための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的で開催されている。 ● 身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。
三次支援 〔 回復支援 〕	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 回復へのきっかけづくりや、依存症について学び回復や対応方法を考える回復プログラムや家族教室が開催されている。 ● 民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。

◆パブリックコメントの結果について

- (1) 実施概要 : 令和3年3月8日～4月6日
※電子申請回答フォーム、メール、郵送、FAX等にてご意見を募集
- (2) 意見総数 : 総計469件(172人・団体)
- (3) その他 : いただいたご意見を見ると、依存対象ではギャンブル等依存症に関連するものが最も多く寄せられました。特に、IRやカジノに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さがうかがえました。IRの実現に向けて、ご心配の声も多くいただきました。本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。



横浜市依存症対策地域支援計画【概要版】

令和3年10月発行

発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル10階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.jp

資料 5

令和 4 年 3 月
横浜市社会福祉審議会

生活保護申請対応検証専門分科会からの答申及び再発防止に向けた取組について

令和 3 年 2 月 22 日、神奈川区生活支援課において、生活保護の申請意思を示された相談者に対し、申請を受け付けることなく、誤った説明を重ね、相談を終了させてしまう事案が発生したため、令和 3 年 3 月に、生活保護申請に対する不適切な対応の検証について、横浜市社会福祉審議会へ諮問しました。

これを受け、横浜市社会福祉審議会に設置された「生活保護申請対応検証専門分科会」において議論いただき、令和 4 年 2 月 7 日、審議会から答申として「生活保護の実施機関としての相談・申請受付の在り方について」提言を受け取りました。

このたび、市として再発防止策をまとめましたので、御報告します。

I 事案の概要

II 生活保護申請対応検証専門分科会の答申

III 再発防止のための取組

I 事案の概要

令和3年2月22日、A様(20代女性。数日前に知人宅を出て、住まいがない状態)は、神奈川区生活支援課(以下「神奈川区」という。)を訪れました。

神奈川区は、住まいのない方への支援として、「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」への入所を提案しましたが、A様は施設入所を希望しませんでした。そして、アパートで生活したいとの希望を伝え、事前に作成した保護申請書を見せながら、生活保護の申請ができないかと尋ねました。

神奈川区は、申請は可能だが、住まいが確保されていない状態のままだと却下になる可能性がある、また、申請しても保護が受けられるかどうかは別の問題である、と説明を繰り返しました。

A様は、説明がよく分からないので、弁護士やNPO団体の職員と再度相談するとして退席し、相談が終了しました。最終的に、申請書の提出には至りませんでした。

同年3月9日、A様は神奈川区を訪れ、生活保護の申請を受け付けてもらえなかったとして「抗議・要望書」を提出しました。神奈川区は、その場でA様に謝罪しました。

II 生活保護申請対応検証専門分科会の答申

1 生活保護申請対応検証専門分科会の概要

(1) 開催経過

第1回	令和3年5月20日	検証の進め方について
第2回	令和3年8月4日	神奈川区関係職員ヒアリング
第3回	令和3年9月14日	提言案の検討について
第4回	令和3年11月2日	提言案の検討について
第5回	令和3年12月21日	提言案の検討について

(2) 分科会の構成（50音順、敬称略）

石渡 和実（分科会長）	東洋英和女学院大学名誉教授
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院教授
岡部 卓（会長職務代理者）	明治大学公共政策大学院教授
菊池 健志	社会福祉士
中村 真由美	弁護士
宮田 光明	横浜市民生委員児童委員協議会会長

2 提言書にまとめられた主な課題

(1) 生活保護制度に関する理解不足

生活保護の実施機関として、果たすべき使命や責務、申請権の持つ意義、住まいがない方への保護の運用等について、正確な理解ができていませんでした。そのため、申請意思の捉え方を誤るとともに、適切な説明がなされず、申請権の侵害に繋がりました。

また、面接相談においては、制度説明と申請受付を行います。受給の可否にまで踏み込んで言及してしまいました。その結果、相談者を混乱させ、相談が終了し、申請権の侵害に繋がりました。

(2) 対人援助技術の不足によるパターンリズム（※）

生活保護の面接相談の場面では、相談者の状況から、生活保護だけでは、相談者の課題が解決しないと思われることも多くあります。そのような場合であっても、今後の見通しを一緒に考えたうえで、相談者自身に適切な判断や決定を促せるような相談支援活動が望まれます。支援者としての経験があっても、知識や技術が更新されていなかったり、利用者主体の視点が欠けていたりすると、経験がかえって、相談者の意に反した制度・サービスの利用を勧めてしまう、パターンリズムに陥ります。

本事案については、相談者の状態や思いを受け止めることができず、一方的な対応に終始してしまいました。

※ パターンリズム：相手の利益のためには、本人の意向にかかわらず、生活や行動に干渉し制限を加えるべきであるとする考え方。親と子、上司と部下、医者と患者との関係などに見られる。（広辞苑）

(3) 組織としてのガバナンスとリスクマネジメントの欠如

ケースワーカーの意思決定へのサポートや業務のチェック等を直接担う係長が、その機能（「査察指導機能」という。）を十分に発揮できるよう、部長及び課長がリーダーシップを取って組織を統率していかなければなりません。それが円滑に機能していない場合には、組織としての立て直しが求められます。ケースワーカーの支援を行う組織として、査察指導機能を担う係長やそれを管理監督する課長、部長が十分に機能していなかったと言えます。

相談業務に直接携わる面接担当員へのフォロー体制やサポート体制について、部長及び課長が中心となり、係長及び職員を交えて日頃から具体的に確認しておくことが必要ですが、それが十分に行われていませんでした。また、本事案の相談記録票はその後供覧されましたが、係長及び課長は問題点を把握し、指摘することを行っていませんでした。

3 再発防止に向けた提言

前述の課題等を踏まえ、専門分科会として次の3点について提言しました。

<提言①>

職員一人ひとりが、法令等を順守したうえで、市民や社会の要請に応えるため、生活支援課の使命と責務を自覚して実践すること。

この実現を視野に入れて、人材育成（提言②）及び組織マネジメント（提言③）を計画的に行うこと。

<提言②>

ソーシャルワークの価値としての利用者主体や権利擁護の視点を尊重し、相談や申請受付など市民にサービス提供する実際の場面で、具体化し実践できる人材育成を図ること。

<提言③>

ケースワーカーを含む係員、係長、課長、部長といった職階に応じて果たすべき機能が十分に発揮されるよう、管理職はリーダーシップを取ってチームを運営し、組織の責務を果たせるように努めていくこと。

Ⅲ 再発防止のための取組

「生活保護のしおり」を見直したほか、職員研修や指導監査における点検を強化する等、取り組んできました。

提言書の内容を踏まえ、本事案による教訓を風化させることのないよう、全ての職員が生活支援課の使命と責務を自覚し、組織一丸となって再発防止に取り組んでいきます。

問題点	課題	対策の方向性
申請権の侵害	生活保護制度、面接相談の役割に関する理解不足	制度理解と適正運用
説明の誤り・説明不足		
利用者不在の相談支援	パターンリズム	対人援助技術の向上
組織的なチェック体制の不備	ガバナンス・リスクマネジメントの欠如	組織マネジメント

「生活保護の実施機関としての相談・申請受付の在り方について 提言書」 抜粋

(1) 制度の正確な理解や適正な運用

生活保護制度や関係法令等の十分な理解と正確な知識に基づく相談援助業務が行われるよう次の取組を行います。

ア 健康福祉局生活支援課は、これまで研修や通知等で周知してきた保護の申請時の取扱いや留意点を既存の本市問答集に書き加え、区生活支援課に周知します（提言①）。

イ 区生活支援課は、通知等が全ての職員まで確実に行き渡り、理解されるよう、これまでの伝達方法を見直し統一化を図るなどに取り組み、適正な運用を行います（提言①）。

ウ 各区で様式が異なっていた相談記録票は、令和4年度から使用様式を統一します。これにより、面接相談員が相談内容や対応等を漏らさず記載できるようになり、係長及び課長が、よりチェックしやすい仕組みに改善します（提言③）。

(2) 対人援助技術向上に向けた人材育成

利用者主体や権利擁護等に基づく判断や考え方、相談援助技術等の向上を図るため、次の取組を行います。

ア 健康福祉局生活支援課では、これまで、知識習得を目的とした研修を実施してきましたが、本事案を受け、昨年5月から実施した面接担当員を対象とした研修では、ロールプレイによる演習を取り入れた内容に変更しました。今後は他の研修においても、実践力を養うための内容を追加します。(提言②)。

イ 区生活支援課は、事例検討やケースカンファレンスを積極的に活用し、課全体の相談援助技術の向上に取り組みます。それに向けて、健康福祉局は、オブザーバーの参加等、仕組みづくりに取り組みます(提言②)。

(3) 支援の幅を広げるための取組

住まいがない方への個々の状況に合わせた支援の幅を広げるため、次の取組を行います。

ア 健康福祉局生活支援課では、社会資源の開発・活用を進めます。区生活支援課においては、実践的な支援を行えるようにするために、地域の関係機関や施設とのネットワークを強化します(提言①②)。

(4) 組織マネジメントの強化に向けた取組

一人ひとりが、周囲に関心を持ち、主体的にコミュニケーションを図りながら、孤立せずに安心して相談できる組織風土と風通しがよく働きやすい職場づくりを進めるとともに、組織としてのガバナンスが効くよう、次の取組を行います。

ア 市の社会福祉職・保健師人材育成ビジョンに基づき、職員Ⅰ～Ⅲ、係長、課長、部長の各職階・職位の果たすべき役割を意識して取り組みます(提言②③)。

イ 係長の育成においては、課長等による指導育成のほか、各区の取組に関する情報を18区で共有し、ノウハウを活用できる仕組みをつくります(提言③)。

ウ 生活支援課の組織目標となる実施方針は、課全体の参加のもとで策定して共有するとともに、PDCAサイクルによる着実な組織運営を推進します。健康福祉局生活支援課においても、取組状況を確認していきます(提言③)。

エ 健康福祉局が毎年度実施する区生活支援課の指導監査において、相談・申請受付の状況や再発防止のための取組状況を確認します(提言③)。

**生活保護の実施機関としての
相談・申請受付の在り方について**

提言書

**令和4年2月7日
横浜市社会福祉審議会
生活保護申請対応検証専門分科会**

目次

はじめに

1 生活保護申請対応検証専門分科会の概要	2
(1) 設置	
(2) 目的	
(3) 構成	
(4) 開催状況	
2 事案の概要及び検証方法	3
(1) 事案の概要	
(2) 検証方法	
3 事案の問題点	4
(1) 申請権の侵害	
(2) 生活保護制度に関する説明の誤り及び説明不足	
ア 住まいの確保について	
イ 所持金について	
(3) 利用者不在の相談支援	
(4) 組織的なチェック体制の不備	
4 課題の分析	8
(1) 生活保護制度に関する理解不足	
ア 申請権に関する本質的な理解の欠如	
イ 知識と情報の不足	
ウ 面接相談の役割に関する認識不足	
(2) 対人援助技術の不足によるパターンリズム	
(3) 組織としてのガバナンスとリスクマネジメントの欠如	
ア ガバナンスの欠如	
イ リスクマネジメントの欠如	
5 対策の方向性	11
(1) 生活保護制度の正確な理解と適正な運用	
(2) 対人援助技術の向上	
(3) 組織マネジメント	
6 提言	14

はじめに

社会福祉が目指すべきは、「個人の尊厳」を護ること、すなわち、誰もが自分らしく生きることを実現するための支援です。そのような生き方を阻む貧困や暴力の排除、障害や疾病による困難の除去に努めることが社会福祉職、すなわちソーシャルワーカーの使命と責務であると言えます。そのためにフォーマル、インフォーマルな社会資源を活用し、さまざまな専門職や市民の協力を得て課題を解決していくことが求められます。

このような支援を尽くしても、なお経済的に厳しい状況に置かれている方々の「最後の砦」と位置付けられているのが生活保護制度です。それゆえ、生活保護の実施機関の職員は、経済的に厳しい状態に置かれている方々に思いを馳せることが必要となります。安心して相談できる環境を整え、相談者の困りごとを傾聴しなければなりません。生活保護制度も含め、あらゆる選択肢について丁寧に、かつ適確に説明し、相談者が自ら課題の解決に向けて一歩を踏み出せるよう、共に考えていく姿勢が求められます。

生活保護制度の入り口となる面接相談は、相談者の申請意思を確認する極めて重要な場面となります。そこでは、社会福祉の基本理念である「利用者主体」が貫かれなければなりません。「権利擁護」の視点も欠かすことができません。申請を希望される方はもちろんのこと、ためらっている方にも申請手続きに向けて積極的に支援をしていくことが求められます。そして、申請に至らなかった場合においても、他の支援策を含めた選択肢を提示し、解決策を共に考えることが必要です。

この際、相談者のためにと考えることが、ご本人の意思に反した制度・サービスを勧めてしまうなど、パターンリズムに陥りやすいことには留意が必要です。面接相談の場面が、生活保護の受給要件を満たすか否かのスクリーニングになるようなことも避けなくてはなりません。

日本国憲法第 25 条、「生存権」の理念に基づく生活保護法は、第 2 条で保護請求権無差別平等の原理を定めており、生活保護を申請することは国民の当然の権利として保障しています。また、第 7 条で申請保護の原則を定め、保護は原則として要保護者等からの申請に基づき開始するものとしています。したがって、要保護者等による申請権の行使を尊重することは、生活保護の実施機関が第一に遵守すべき責務です。申請権を侵害しないことはもちろんのこと、侵害を疑われるような行為も決して許されません。そのことを肝に銘じておかなければなりません。

しかし、令和 3 年 2 月 22 日、神奈川区福祉保健センター生活支援課において、生活保護の申請意思を明確に示している相談者に対し、誤った説明を重ね、申請を受け付けず相談を終了させるという事態が起きました。

そこで、横浜市からの諮問を受けて設置された本専門分科会は、まず、なぜこのようなことが起こってしまったのかという経緯を明らかにしました。次いで、同じ過ちを繰り返さないために、組織の在り方、担当職員の意識や専門性の向上について検討し、提言をまとめました。これらの提言を実現することで、横浜市の生活保護の実施機関が、真に「個人の尊厳」を護る組織と職員となることを、改めて求めたいと思います。

令和 4 年 2 月

横浜市社会福祉審議会

生活保護申請対応検証専門分科会会長 石渡 和実

1 生活保護申請対応検証専門分科会の概要

(1) 設置

横浜市社会福祉審議会（令和3年3月29日開催）に諮問し、本専門分科会の設置が了承されました。

(2) 目的

本専門分科会は、専門的な知見を持つ外部の者を構成員として、神奈川区福祉保健センター生活支援課において令和3年2月22日に発生した生活保護申請に関する不適切な対応について事実の把握や発生要因の分析等を行い、検証から省みられた課題を踏まえて、再発防止に向けた提言を策定することを目的とします。

(3) 構成（50音順、敬称略）

石渡 和実（会長）	東洋英和女学院大学名誉教授
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院教授
岡部 卓（会長職務代理者）	明治大学公共政策大学院教授
菊池 健志	社会福祉士
中村 真由美	弁護士
宮田 光明	横浜市民生委員児童委員協議会会長

(4) 開催状況

第1回	令和3年5月20日（木）	15:30～17:50	市役所会議室
第2回	8月4日（水）	15:00～19:00	同上
第3回	9月14日（火）	13:30～15:45	日本丸訓練センター会議室
第4回	11月2日（火）	15:00～17:10	同上
第5回	12月21日（火）	13:00～15:15	市研修センター会議室

2 事案の概要及び検証方法

(1) 事案の概要

令和3年2月22日、A氏（20代女性）は、神奈川区福祉保健センター生活支援課を訪れました。A氏は神奈川区内の知人宅に同居していましたが、数日前に知人宅を出ることになりました。その後は、カプセルホテル、ネットカフェ等に宿泊し、相談前日は公園で過ごしたとのことでした。相談の主訴は、アパートで生活したい、生活保護を申請したいとのことでした。

生活保護の相談及び申請受付を行う面接担当員（以下、「職員B」という）は、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を行う施設である「横浜市生活自立支援施設はまかせ」への入所を提案しました。

A氏は、施設への入所を希望しませんでした。そして、アパートで生活したいとの希望を伝え、生活保護の申請ができないかと尋ねました。

職員Bは、申請は可能だが、住まいが確保されていない状態のままだと、調査及び審査によっては、却下になる可能性があるとして説明しました。また、所持金が保護開始時の最低生活費を超えているため、却下になる可能性があるとも説明しました。

A氏は、事前に相談していたNPO団体の職員からは、住所がなくてもそこにいる場所で申請ができると言われたと話しました。

職員Bは、可能であれば、敷金や礼金がかからない物件等の住まいや簡易宿泊所等の一時的な宿泊先を確保したうえで、その所在地の自治体で申請するのがよいのではと説明しました。

その後も、A氏は、事前に作成した保護申請書を見せながら、申請ができないかと繰り返し尋ねました。

職員Bは、申請は可能だが、住まいが確保されていない状態のままだと却下になる可能性がある、また、申請しても保護が受けられるかどうかは別の問題であると説明を繰り返しました。

A氏は、説明がよく分からないので、弁護士やNPO団体の職員と再度相談するとして退席し、相談が終了しました。最終的に、申請書の提出には至りませんでした。

本事案の相談対応を記録した相談記録票は、後日、係長及び課長に供覧されましたが、面接相談の問題点の把握や指摘はされませんでした。

令和3年3月9日、A氏は、支援団体とともに神奈川区を訪れ、生活保護の申請を受け付けてもらえなかったとして「抗議・要望書」を提出しました。

神奈川区は、その場でA氏に謝罪しました。

(2) 検証方法

令和3年4月に神奈川区が作成した「神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応に関する報告書（令和3年2月発生事例）」等の関係資料により、事案の事実を把握しました。また、本専門分科会第2回（令和3年8月4日）で、神奈川区生活支援課長及び同課生活支援担当係長からのヒアリングを実施しました。

検証にあたり、「3 事案の問題点」で、事案の事実から、何を誤ったのか、問題点を整理しました。次に、「4 課題の分析」で、問題の発生原因から、課題を分析しました。さらに、「5 対策の方向性」で、課題から、市として取り組むべき対策の方向性について検討しました。

3 事案の問題点

事案の事実から、何が誤っていたかを明確にするために、法的根拠や本来在るべき対応等を確認したうえで、問題点を以下の4点に整理しました。

(1) 申請権の侵害

相談者は、事前に作成した保護申請書を持参していました。また、口頭で何度も、保護の申請ができないかと尋ねています。このことから、相談者に申請の意思があったことは明白です。それにもかかわらず、神奈川区福祉保健センター生活支援課は、申請を受け付けませんでした。これは、申請権の侵害にあたります。

なお、相談者には居住地がなかったことから、生活保護法（以下、「法」という）第19条第1項第2号の現在地保護の規定により、相談者が訪れた神奈川区福祉保健センターが、生活保護の実施責任を負っています。

生活保護の申請権

法は、第2条で保護請求権無差別平等の原理を定めており、生活保護を申請することは国民の当然の権利として保障しています。また、第7条で申請保護の原則を定め、保護は原則として要保護者等からの申請に基づき開始するものとしています。そのため、生活保護の実施機関は、相談者の申請意思を確認し、相談者から申請意思が示された場合は、必ず申請を受け付けなければなりません。

申請を希望する方にはもちろんのこと、ためらっている方には申請を促すなど、相談者の申請権を尊重しなければなりません。相談を進めていく中では、収入や資産等の状況から受給要件を満たしていないのではないかと推測される場合もありますが、このような場合でも、相談者が申請の意思を示した場合は、必ず申請を受け付けなければなりません。相談者の申請権をコントロールすることは許されません。国からは、「保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」との通知が、繰り返し発出されています。

(2) 生活保護制度に関する説明の誤り及び説明不足

ア 住まいの確保について

相談者に対し、生活扶助の方法として、アパート等の居宅での保護が原則であること、それが難しい場合は施設での保護となることについて、説明がされていません。

また、申請時に住まいがない場合であっても、居宅生活ができると認められる者については、アパート等の設定費用及び申請後に要したビジネスホテル等の宿泊費用が支給されることについて、説明がされていません。

申請後、住まいの確保や施設入所までに日時を要する場合がありますが、住まいの有無をもって、申請を却下することはできません。この点で、説明は誤りです。

住まいがない方からの申請

法は、第 30 条で生活扶助の方法を定めており、保護は、被保護者の居宅で行うものとするとして、居宅保護の原則が示されています。住まいがない方からの申請に対し、生活保護の実施機関は、要保護者の状況に応じた保護を行う必要があります。そのため、申請を受け付けた後、保護の決定及び実施を担う地区担当員が、要保護者から生活状況等を聴取したうえで、居宅生活ができるか否かを調査し、組織的に判断します。要保護者の状況から、居宅生活を営むことは難しく生活面での支援が必要であると判断すれば、救護施設等の社会福祉施設への入所となります。ただし、入所を強制することはできません。アパート等の住まいの確保が困難で、かつ、施設入所を希望しない方には、一時的な住まいを案内することがあります。

「はまかせ」は、生活困窮者自立支援法に基づき、住むところがない方に対して一時的に宿泊する場所を提供（一時生活支援事業）するとともに、生活や健康、就労、居住場所の確保などの支援（自立相談支援事業）を実施しています。利用は、ご本人が各区福祉保健センター生活支援課を通じて申込みます。原則 3 か月（最長 6 か月）の入所期間中に、仕事を見つけて収入を得たり、保護を申請したりしたうえで、アパート等の住まいを確保して自立していく方もいます。

イ 所持金について

本来は、申請を受け付けた後、地区担当員が調査を実施し、最低生活費と収入充当額との対比により、保護の要否判定を行います。その結果をもとに、開始又は却下の決定（行政処分）を行います。

本事案については、面接担当員が、地区担当員の職務である要否判定に踏み込んで言及しています。面接担当員は、生活保護制度の説明を行いますが、要否判定を行う権限はありません。それにもかかわらず、申請を受け付ける前に要否判定に踏み込み、却下になる可能性があると言及したことは、申請権を侵害していると疑われる行為にあたります。

さらに、要否判定にかかる最低生活費の算出に、誤りがあります。正しくは、生活扶助（78,940 円が相談日時点での A 氏の基準額で、冬季加算を含む）及び医療扶助に加え、申請後、アパート等の住まいを確保できる見込みが立てば、家賃額を住宅扶助として計上します。しかしながら、相談日時点での生活扶助のみで算出した最低生活費（78,940 円）に対し、A 氏から聞き取った所持金約 9 万円が超過しているため、却下になる可能性があることを説明していることは誤りです。この点でも、誤った判断及び説明をしています。

保護の要否判定

法は、第 4 条で保護の補足性の原理を、第 8 条で基準及び程度の原則を定めています。また、国通知により、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定すること」と示しています。

面接担当員は申請を受け付けた後、地区担当員に引き継ぎます。地区担当員は、調査の結果、月々の生活費等の基準である最低生活費と給与や年金等の収入充当額とを対比し、要否判定を行います。この際、現金や預貯金等を保有していれば、それを収入充当額に加えます。要否判定の結果、最低生活費に対して収入充当額が満たなければ保護を開始し、超過していれば却下します。

(3) 利用者不在の相談支援

相談者は、アパートで生活したい、生活保護を申請したいと、ご自身の意思を明確に表明していました。したがって、まずは、保護の申請を受け付けなければなりません。申請を受け付けたうえで、保護が決定するまでの間、どこでどう過ごすのか、相談者と一緒に考える姿勢が求められます。相談者の所持金が約9万円あったことから、ビジネスホテルやネットカフェ等に一時的に滞在することも可能でした。

しかしながら、本事案については、相談者の状態や気持ちを受け止めることができず、一方的な説明に終始し、相談を終了させています。

生活保護法と生活困窮者自立支援法との関係

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関は、要保護者となるおそれが高いと判断する段階で、生活保護制度に関する情報提供等を行うことが規定されており（生活困窮者自立支援法第23条）、適時に本人が保護の申請を行えるようにしています。また、福祉事務所（生活保護の実施機関）は、被保護者が保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供等の措置を講ずる努力義務が設けられており（生活保護法第81条の3）、生活困窮者自立支援制度との連続的な支援を機能させていくこととしています。

このように生活保護法は「現に最低限度の生活を維持できない者」を対象とし、生活困窮者自立支援法は「最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者」を対象としています。そのため、生活困窮者自立支援法の対象者には生活保護受給者は含まれませんが、一時生活支援事業の利用者については、要否判定期間中の利用や医療扶助単給受給もあるため、場合によっては生活保護法の適用を認めています。

なお、ホームレス自立支援法下における対策としては、①ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）、②ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）、③ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）、④ホームレス能力活用推進事業、⑤NPO（非営利組織）等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業などが実施されていました。このうち、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行以降、②ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）と③ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）は一時生活支援事業へ、①ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）は自立相談支援事業へ移行しています。

(4) 組織的なチェック体制の不備

生活保護の実施機関では、相談者個々の面接相談毎に、相談記録票を作成します。相談記録票とは、相談者の困窮状況や主訴、相談支援内容、相談結果等について記載する帳票です。面接担当員が作成後、係長及び課長が相談内容や結果を確認し、問題点等があれば対応を指示します。本事案の相談記録票には、相談の主訴として、「アパートで生活したい、生活保護を申請したい」と記載されていましたが、相談結果欄には、「申請意思なし」とされていました。相談

の主訴と結果とが結び付かず、不自然な点があります。相談記録票はその後供覧されましたが、係長及び課長は問題点を把握できず、面接担当員に指摘することを行っていませんでした。

生活保護実施機関の組織的運営管理

市の機構では、生活保護の実施機関である区福祉保健センターを指揮統括するのは、福祉保健センター担当部長です。生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度を所管する区生活支援課を指揮統括するのは、生活支援課長です。係としては、経理事務や債権事務を担当する事務係と生活支援係とがあります。生活支援係の係員（現業員、通称ケースワーカーといわれるソーシャルワーカー（以下、「ケースワーカー」という））を直接、指導監督するのが、生活支援係の係長です。

生活支援係には、ケースワーカーとして社会福祉職が配置され、生活保護の相談及び申請受付を担う面接担当員と生活保護の決定及び実施を担う地区担当員がいます。

生活保護の実施機関においては、部長、課長、係長、ケースワーカーが、それぞれ職階に応じた役割を認識したうえで、その力を発揮していくことが求められます。部長は、実施機関として取り組むべき「生活保護法施行事務実施方針」を組織的に策定するとともに、PDCA サイクルにより実践していきます。課長は、実施機関の運営管理と生活保護業務の全体的な指導監督をします。査察指導員と呼ばれる係長は、計画性や継続性を持ちながら、ケースワーカーの指導にあたり、能力を引き出していく役割があります。このなかで、査察指導員が果たすべき査察指導機能は、極めて重要です。査察指導機能は、スーパーバイザーとしての管理的機能、教育的機能、支持的機能の3つの機能から成り立ちますが、これらをバランスよく果たしていくことが求められます。係長による査察指導機能が十分に発揮されないと、ケースワーカーは適切な助言や指導が受けられず、判断ミスにとどまらず、事務懈怠や事務ミスを犯すリスクが高まります。

4 課題の分析

事案の問題点から、組織としての課題を発見するため、発生の原因について分析しました。

(1) 生活保護制度に関する理解不足

ア 申請権に関する本質的な理解の欠如

面接担当員は、生活保護の実施機関が果たすべき使命や責務、申請権の持つ意義、住まいがない方への保護の運用等について、正確な理解ができていませんでした。住まいがない方への支援にあたっては、相談者の意向にかかわらず、「はまかぜ」への入所を提案することが最優先となっていました。生活保護については、相談者自身で一時的な住まいを設定したうえで、その自治体で申請するのがよいのではと説明しています。これは、申請権及び実施責任について、理解していないことの表れです。そのため、申請意思の捉え方を誤るとともに、適切な説明がなされず、申請権の侵害に繋がりました。

これは、今回の事案を担当した職員個人の問題ではなく、生活保護の実施機関である組織の問題として捉えなくてはなりません。

イ 知識と情報の不足

市は生活保護制度の運用にあたり、生活保護の実施機関である各区福祉保健センターに対して、国からの通知等に加え、市からも通知やマニュアルの発出、研修等により、情報の伝達を行っていますが、今後より一層伝達に努める必要があります。また、各区福祉保健センターは組織として情報の伝達方法を工夫しなければ、職員一人ひとりにまで浸透しません。

ウ 面接相談の役割に関する認識不足

面接担当員には、相談者の困りごとを受け止めたうえで、生活保護制度を含む他の選択肢についても丁寧かつ適確に説明し、保護申請の意思を確認するという重要な役割があります。

生活保護の実施機関では、要保護者から申請があった場合、通常、面接担当員から、保護の決定及び実施を担う地区担当員に引き継ぎます。地区担当員は、要保護者が保護の受給要件を満たしているかどうか、調査を実施します。調査の結果、受給要件を満たしていれば保護を開始し、満たしていなければ申請を却下します。すなわち、保護適用の可否はあくまでも申請を受け付けた後に、地区担当員の職務として判断します。本事案については、面接担当員が、誤った説明を重ねるとともに、本来地区担当員が判断すべき、受給の可否にまで踏み込んで言及してしまいました。その結果、相談者を混乱させ、相談が終了し、申請権の侵害に繋がりました。このことは、組織内の役割分担や連携の仕方に問題があったと言わざるを得ません。

なお、相談の中では、相談者から、保護適用の可能性について尋ねられることがあります。相談の中で得られた情報からのみでの判断であると断ったうえで、相談者に関する最低生活費や収入充当額の試算結果を情報として伝えることはあります。その結果、相談者自身が生活保護制度について正確に理解し、納得したうえで、申請を行わないということもありますが、慎重に対応を行うべきです。

(2) 対人援助技術の不足によるパターンリズム

生活にお困りの方からの相談の中でも、住まいがない方からの相談は、緊急性が高く、迅速かつ柔軟な対応が求められます。その日の行き先が決まらず、今後の見通しが立たないまま相談が終了すると、屋外生活を続けることを強いられるなど、リスクが増していきます。そのため、相談者の状況から判断して取り得る選択肢を提示し、相談者自身が、保護の申請を含めて適切に判断や決定を行えるような面接相談を心がけなければなりません。

社会福祉の運営実施においては、相談者や利用者の希望が必ずしも全て叶えられるわけではありません。特に、生活保護の面接相談の場面では、相談者の状況から、生活保護だけでは、相談者の課題が解決しないと思われることも多くあります。そのような場合であっても、今後の見通しを一緒に考えたうえで、相談者自身に適切な判断や決定を促せるような相談支援活動が望まれます。支援者としての経験があっても、知識や技術が更新されていなかったり、利用者主体の視点が欠けていたりすると、経験が却って、相談者の意に反した制度・サービスの利用を勧めてしまう、パターンリズムに陥ります。

本事案については、相談者の状態や思いを受け止めることができず、一方的な対応に終始してしまいました。その原因の一つとして、これまで、住まいがない方からの相談に際し、「はまかせ」への入所を提案すること一辺倒になっていました。「はまかせ」があることによって、相談者の状況を省みず、住まいに関する意向を尋ねず、生活保護の申請を含めた選択肢を示すことを行っていませんでした。この点、利用者主体の視点が欠如していると言わざるを得ません。

(3) 組織としてのガバナンスとリスクマネジメントの欠如

ア ガバナンスの欠如

ケースワーカーの意思決定へのサポートや業務のチェック等を直接担う係長が、査察指導機能を十分に発揮できるよう、部長及び課長がリーダーシップを取って組織を統率していかなければなりません。それが円滑に機能していない場合には、組織としての立て直しが求められます。

令和2年度の神奈川区は休職者が相次ぐとともに、コロナ禍による繁忙も重なりました。そのなかで十分な人員体制の確保が図られていませんでした。面接担当員として本来正規職員を3名配置するところ、1名を地区担当員に配置換えしました。会計年度任用職員を採用するなどの対応は行っていましたが、面接業務体制の不安定な状態を解消することはできませんでした。

また、面接担当員の査察指導を担っていた係長は、その他に生活保護の地区担当員及び生活困窮者自立支援の担当員の査察指導も兼務していました。さらには、普段から面接相談に関する適切な助言や指導が行われていなかったこともあり、面接担当員と十分な意思疎通がとれていませんでした。そのため、面接担当員が相談に行き詰った時に、当該係長のみならず他の係長に相談することも難しく適切な査察指導を受けることができませんでした。ケースワーカーの支援を行う組織として、査察指導を担う係長やそれを管理監督する課長、部長が十分に機能していなかったと言えます。組織としての指揮命令系統や統治など、ガバナンスが欠如していたと言わざるを得ません。

イ リスクマネジメントの欠如

本事案発生時には係長及び課長が不在でした。そのため、面接担当員は同僚に相談したものの適切な助言が行われず、申請を受け付けないまま相談を終了させてしまいました。生活保護の面接相談は、他法も含めた制度の複雑性に加え、個々の相談者の状況が多様であるため、支援の方向性について判断に迷う場面は多々あります。また、即時の判断が求められることもあります。さらに、業務の特性上、相談者と一対一の関係で相談を行っています。そのため、相談業務に直接携わる面接担当員へのフォロー体制やサポート体制について、生活保護の実施機関の長である部長及び課長が中心となり、係長及び職員を交えて日頃から具体的に確認しておくことが必要ですが、それが十分に行われていませんでした。

また、本事案の相談記録票には、相談の主訴と結果とが結び付かず不自然な点があります。相談記録票はその後供覧されましたが、係長及び課長は問題点を把握し、指摘することを行っていませんでした。問題が懸念される際の迅速な対応など、適切な業務を遂行するための体制が整備されておらず、組織としてのリスクマネジメントの視点が欠如していたと言わざるを得ません。

5 対策の方向性

「3 事案の問題点」及び「4 課題の分析」で、事案の問題点及び発生の原因について整理し、組織としての課題を明らかにしました。これらの結果を踏まえ、市として取り組むべき対策の方向性について以下で検討します。

対策の方向性については、次の3つの観点から検討しました。3点はそれぞれが関連し合っています。

問題点	課題	対策の方向性
申請権の侵害	生活保護制度、面接相談の役割に関する理解不足	制度理解と適正運用
説明の誤り・説明不足		
利用者不在の相談支援	パターナリズム	対人援助技術の向上
組織的なチェック体制の不備	ガバナンス・リスクマネジメントの欠如	組織マネジメント

(1) 生活保護制度の正確な理解と適正な運用

「生活保護制度についての正確な理解に基づき、相談者への説明を適切に行うこと」

「法令や通知等に沿って、適正に制度を運用すること」

生活保護の実施機関の職員は、保護申請権の持つ意義や生活保護制度について正確に理解し、そのことを相談者に丁寧かつ適確に説明することによって、相談者自身が申請意思の有無を的確に表明できる面接相談を実践しなければなりません。そのためには、知識や情報の習得に努め、常に最新のものに更新していかなければなりません。職員一人ひとりが研鑽に努めるのはもちろんのこと、市として、通知や問答集等の情報の発出方法について、工夫することが求められます。

生活保護制度は複雑であることに加え、機微な個人情報に触れるため相談することにためらいや困惑が生じがちです。また、金銭給付を伴うこともあり、社会福祉の分野の中でも特に支援者と利用者との立場の違いがあることに留意しなければなりません。面接担当員は、相談者の制度理解が進むように、説明方法を工夫しなければなりません。また、具体的に自身のどのような発言や態度が、相談者にとっては相談や申請のしづらさに結び付いてしまうのか、理解しなければなりません。この理解に基づく説明が不十分だと、申請権の侵害又は侵害が疑われるような行為に繋がってしまいます。市として、面接担当員向けの研修方法や内容について、工夫することが求められます。

(2) 対人援助技術の向上

「対人援助を実践するうえでの態度及び技術が備わっており、実践できていること」

区福祉保健センターを訪れる相談者の多くは、さまざまな不安を持ち相談に訪れます。面接担当員には、相談者が安心して相談できるような態度と心情に配慮した対応が求められます。

生活保護に関わる相談内容は、年々、複雑化し、多様化してきています。また、市では、生活支援課が、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の両方を所管しており、相談内容も多岐に渡っています。ケースワーカー（面接担当員及び地区担当員）がより良い支援を実践していくためには、査察指導員である係長を中心としたカンファレンスの実施などが必要であり、有効であると考えます。

また、生活支援課単独で問題を解決することはできません。福祉保健センターの他課はもちろんのこと、相談内容に応じて適切に関係機関・団体等と連携し、相談支援にあたっていくことが必要です。

市として、住まいのない方への相談支援にあたり、生活困窮者自立支援法に規定する「はまかせ」以外の選択肢が示せるよう、社会資源の整備を検討することが必要です。相談支援の最前線である区生活支援課において、提示できる選択肢が示せず支援が硬直化していたと言えます。施策の充実や地域ネットワークの構築に努めることが求められます。

生活支援課の使命と責務を適切に果たすためには、利用者主体や権利擁護といった社会福祉の理念を実務に落とし込んだうえで、弛まぬ努力を続け、質の高い支援を実践していかなければなりません。そのためには、OJTやOFF-JTを通じた人材育成を図ることが求められます。

(3) 組織マネジメント

「組織目標を達成するため、ガバナンスを強化すること。また、リスクマネジメントを整備すること」

生活保護の実施機関として、職階に応じた役割が果たされ、組織として確実に機能するよう、職員へのフォロー体制やサポート体制が築かれているか、また、チェック機能が働いているか、日頃からコミュニケーションを図りながら確認していくことが必要です。

相談者に寄り添った対応をするためには、職場の中で、ケースワーカーはもとより係長、課長、部長の役割についての共通認識を持つことが必要です。特に、生活保護の相談場面では、相談者の状況を的確に把握したうえで、適切な説明及び助言を行うことができないと、申請権の侵害に繋がる恐れがあります。リスクマネジメントの観点からも、ケースワーカーが孤立することなく、直属の上司はもちろんのこと、職場の中で安心して相談できる環境や体制整備が必要です。

さらには、相談記録票の点検を確実にを行うために様式の見直しなどを行い、チェック機能を強化する必要があります。あわせて、市による生活保護法施行事務指導監査等の場面を利用し、生活保護の実施機関として適正な運営が行われているか、指導する必要があります。

市ではケースワーカーの査察指導を担う生活支援系の係長は、全て社会福祉職が配置され、その多くが生活保護ケースワーカーの経験を積んでいますが、係長としての経験値や職場の状況はそれぞれ異なります。係長として査察指導機能が十分に発揮できるよう、市としての研修内容や方法を整理することが求められます。

6 提言

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条、「生存権」の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。本目的を実現するためには、生活保護の実施機関は、生活保護の申請を受け付けるだけという受動的な態度ではいけません。制度の趣旨を市民に広く周知することや、生活保護を必要とする方がすすんで申請を行えるよう配慮するだけでなく、生活保護が必要な方が相談窓口につながるよう積極的に取り組む責務があります。

そのうえで、生活保護の実施機関は、相談者の困りごとを受け止め、生活保護を含む制度説明を適切に行い、相談者が申請意思を的確に表明できる面接相談を心がけなければなりません。また、相談者や利用者自身が課題の解決に向けて一步を踏み出せるような相談支援活動を展開し、利用者主体の理念を実践していく使命があります。

生活保護の実施機関が、利用者主体と権利擁護とを基本とし、利用者の利益の最大化を図り、利用者が納得できるよりよい生活を送ることができるために、次のとおり提言します。

<提言①>

職員一人ひとりが、法令等を順守したうえで、市民や社会の要請に応えるため、生活支援課の使命と責務を自覚して実践すること。

この実現を視野に入れて、人材育成（提言②）及び組織マネジメント（提言③）を計画的に行うこと。

生活にお困りの方からの相談及び生活保護申請受付の適切な在り方について、市として、研修を実施する他、通知や問答集を整備するなどして、明確に指針を示すこと。あわせて、各区生活支援課の職員一人ひとりにまで、徹底して行き渡らせること。

最前線で相談支援にあたる職員が、実際の相談場面において、提示できる選択肢を広げられるよう、市として、社会資源の開発や整備とともに、関係機関・団体等との連携強化に努めること。住まいがない方からの相談に対し、生活困窮者自立支援法に規定する「はまかせ」以外の選択肢を示せるようにすること。

<提言②>

ソーシャルワークの価値としての利用者主体や権利擁護の視点を尊重し、相談や申請受付など市民にサービス提供する実際の場面で、具体化し実践できる人材育成を図ること。

生活保護の実施機関の職員は、相談者の困りごとを傾聴して受け止め、相談者の不安やステイグマの除去に努めること。そのうえで、相談者自身が申請意思の有無を的確に表明できるように、利用者主体の面接相談を実践すること。

そのために、市職員として、また、社会福祉専門職として、自立的に判断や行動ができる人材となるよう、現行の人材育成体系をさらに充実させ、より質の高い人材の育成に努めること。面接担当員研修の他、ケースワーカー向けの研修については、知識の習得にとどまらず、個々人が自らを振り返り、利用者に寄り添う実践につながるような研修を行うこと。

係長や課長については、社会福祉分野や生活保護の実施機関としての役割や機能を所内外に周知徹底するとともに、連携して支援にあたるネットワークを構築するよう努めること。

また、市として、生活支援課の管理職としての職責を果たせるよう、研修内容や方法を工夫すること。

<提言③>

ケースワーカーを含む係員、係長、課長、部長といった職階に応じて果たすべき機能が十分に発揮されるよう、管理職はリーダーシップを取ってチームを運営し、組織の責務を果たせるように努めていくこと。

生活支援課の組織目標について、毎年度作成する生活保護法施行事務実施方針等において明確にすること。常に係員、係長、課長、部長と共有化を図り、各職階の職制を明らかにし、それぞれの責務を果たすこと。特に、相談者や利用者向き合うケースワーカーが、孤立することがないように、フォロー体制やサポート体制を日頃から築いておくこと。

各区において実践できているか、市として、生活保護法施行事務指導監査等の場面で、確認を行うこと。特に、面接相談の状況を点検するとともに、有効なアドバイスや教育、管理監督を行うこと。

相談記録票について、様式の統一を図ること。確認のポイントを共有するなどして、チェック機能を有効なものとする。

市として、各区の生活支援課が十分に機能するよう、実施体制等の整備を図ること。

生活支援課の職員一人ひとりが、信頼関係に基づく風通しの良い職場づくりに努めること。

生活保護法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2、3 （略）

（申請保護の原則）

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2～7 (略)

(生活扶助の方法)

第 30 条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 (略)

(情報提供等)

第 81 条の 3 保護の実施機関は、第 26 条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

生活困窮者自立支援法（抜粋）

(情報提供等)

第 23 条 都道府県等は、第 7 条第 1 項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第 2 項各号に掲げる事業を行うに当たつて、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第4期横浜市地域福祉保健計画 中間評価について

第4期横浜市地域福祉保健計画の中間評価について、地域福祉保健計画策定・推進委員会にて検討し、結果がまとまりましたので報告します。

1 横浜市地域福祉保健計画の概要について

(1) 横浜市地域福祉保健計画の位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、住民や社会福祉事業者、社会福祉に関わる活動者などの意見を反映させて、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定する計画とされています。

横浜市では、誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地域住民や関係団体、地域ケアプラザ、行政、社会福祉協議会等が地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として平成16年度から計画を推進しています。

(2) これまでの取組

ア 第1期計画の取組（計画期間：平成16年度～20年度）

第1期計画では、身近な地域でお互いに支えあう社会の実現をめざし、地域懇談会や検討会などを通じて住民同士が地域課題について話し合う場を設定するなど、各区では、それぞれの特性を踏まえ、全18区で区計画を策定しました。

イ 第2期計画の取組（計画期間：平成21年度～25年度）

第2期計画では、①住民主体と協働による地域づくり②必要な人に的確に支援が届くしくみづくり③地域福祉保健の取組を広げる幅広い市民参加を推進の柱として取組を進めました。また、福祉と保健の取組を一体的に推進するため、「地域福祉保健計画」としました。

各区においては、全18区において地区別計画を策定するとともに、区役所・区社協・地域ケアプラザなどの連携により、地区別計画の推進を支援しました。

ウ 第3期計画の取組（計画期間：平成26年度～30年度）

第3期計画は、第2期の基本的な考え方を継承するとともに、さらなる地域福祉の推進を目指して横浜市社会福祉協議会が取りまとめている横浜市地域福祉活動計画（第5次計画）と一体的に策定を行いました。

2025年（平成37年）の課題等を踏まえ、健康づくり・保健活動の充実に向けた取組や幅広い市民参加の取組を市・区・地区別計画の連携のもと進めました。

2 第4期計画の概要について

○ 第4期計画の取組（計画期間：平成31年度～令和5年度）

第4期計画は、第3期の基本的な考え方を継承するとともに、成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定・推進、及び生活困窮者自立支援方策の推進を図りました。

名称：第4期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

< 基本理念 >

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう

推進の柱 1

地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- ◆住民のニーズや生活により身近な自治会町内会圏域の活動の拡充を支援する取組を推進します。
- ◆地区連合町内会及び地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- ◆住民が信頼でつながることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。
- ◆区役所・区社協・地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

推進の柱 2

身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- ◆身近な地域での多様な主体と関係機関との連携・協働により、課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを進めます。
- ◆本計画と一体的に推進する成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護が必要な人を支援する取組を推進します。
- ◆健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

推進の柱 3

幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- ◆地域でつながる機会の拡大や多様な選択肢の提案等を通じて、幅広い市民の参加を一層進めます。
- ◆社会福祉法人をはじめ、施設、企業、NPO法人、学校等、多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

3 計画の評価について

- 第4期横浜市地域福祉保健計画は、令和3年度に中間評価を実施し、市計画期間後半の取組の推進方策に反映させます。さらに令和5年度には計画全体を通しての推進状況について最終評価を行い、第5期の計画策定に生かしていきます。
- 市計画の評価は、各重点項目に設定する「評価指標」に基づく取組の推進状況について、「目指す姿」にどれだけ近づいたかという視点で、結果（定量）及び経過（定性）の両面から総合的に判断し、評価を行います。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

4 第4期計画中間評価の概要について

総合評価		主な取り組みの成果	
推進の柱1 地域福祉保健活動推進の ための基盤づくり	 おおむね計画通りだが、更に力を入れて推進する必要がある	柱1-1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実 地区別計画の推進を通じて、地域特性に合わせた多様な住民主体の活動が行われています。また、全区で区・区社協・地域ケアプラザによる地区別支援チームの体制が整い、地域団体と支援機関の連携による地域状況の把握、課題の解決に向けた取組が進められています。	
		柱1-2 地域福祉保健活動推進する関係組織・団体への支援 地区連合町内会や地区社協では、そのネットワーク機能を活かし、身近な地域活動への支援が行われています。また、企業やNPOなどの福祉保健分野以外の主体と連携した地域課題解決のための仕組みづくりが広がっています。	
		柱1-3 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり 障害者等と連携した啓発や従来の福祉教育による多様性を認め合う取組に加え、子どもの居場所づくりや生活困窮世帯への支援、外国籍の子どもの地域との交流など、日常の中で緩やかにつながる機会や場が増えていきます。	
		柱1-4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり 研修や学習会などを通じて、民生委員や地域活動者が安心して活動できる環境づくりに努めました。また、地域ケアプラザコーディネーター研修などを通じて、地域人材と活動をつなぐコーディネート機能の向上に取り組みました。	
		課題・今後の取り組み 新型コロナの影響で集まる機会や活動の減少がありましたが、自治会・町内会の担い手不足を踏まえた持続可能な運営に向けて更に取り組みを進める必要があります。 ○地区連合町内会や地区社協等と企業、NPOなどの団体が連携した制度や枠組みを超えた取組検討の場づくり ○国籍・性別・障害など様々な立場の人が日常的につながる機会や場づくり ○複雑化、多様化する地域課題に対応するため、支援機関や関係機関・団体のコーディネート機能の強化 等	
推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	 おおむね計画通りだが、更に力を入れて推進する必要がある	柱2-1 見守り・早期発見の仕組みづくり 民生委員の見守りやサロン活動に加え子ども食堂や移動販売等活動の場を通して幅広い対象者を意識した地域主体の見守りの仕組みづくりが進んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響もあり生活困窮や社会的孤立を抱えた人が増加し、地域と支援機関、企業が協働した取組も行われました。	
		柱2-2 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実 地域ケア会議等各分野の会議が開催され、情報共有や課題解決のための取組について、話し合いが行われています。関係機関相互や地域との連携が進み、協働した取組が広がりつつあります。	
		柱2-3 身近な地域における権利擁護の推進 地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進の強化に向けて中心的な役割を担う中核機関が整備されました。また、全区でエンディングノートを活用した普及啓発が取り込まれるようになり、権利擁護、意思決定支援の取組が広がっています。	
		柱2-4 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実 世代を超えた身近な地域での健康づくりの活動が、保健活動推進員等様々な主体によって広がり、自分が健康と感じる住民が増加しました。	
		柱2-5 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり 住民の生活により身近な地域で支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくりとして、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点などの整備を進めました。個人情報適切に活用しながら、地域の中で見守り支え合いの活動が行われました。	
課題・今後の取り組み 今後要支援者が増加することも予測されるため、より多くの関係者と連携し見守りや支援等の体制を充実させる必要があります。 ○複雑・多様化する生活課題に対し、支援が必要な人が、早期に適切な支援につながる仕組みづくり ○生活課題に対するさまざまな機関の連携・協働による取組の推進 ○成年後見制度の利用を必要とする人が適切な支援につながるための取組の推進。地域の中核的な相談支援機関(地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等)に加え、ケアマネジャーや計画相談事務所など、身近な支援者への制度理解の促進と連携した対応 等			

総合評価		主な取り組みの成果	
推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の促進	 おおむね計画通りだが、更に力を入れて推進する必要がある	柱3-1 幅広い市民参加の促進 子どもの頃から地域と関わる場や機会が徐々に広がっています。一人ひとりの価値観に合わせて、社会参加や地域活動への参加につながる取組が増えました。	
		柱3-2 多様な主体の連携・協働による地域づくり 地域と社会福祉法人・施設との連携が交流活動に加え、外出支援や食支援など地域での見守りや生活支援につながる取組に広がっています。企業やNPO法人、学校等との連携については、それぞれの特性を生かした多様な取組が行われています。	
		柱3-3 幅広い市民参加、多様な主体の連携協働を促進するための環境づくり 活動団体の立ち上げ支援、活動継続の援助や、支援制度利用促進に向けた周知の工夫など、支援機関による地域福祉保健活動の裾野を広げるための支援が実施されています。	
課題・今後の取り組み より幅広い市民の方々が社会参加できるよう更なる工夫、継続の必要があります。 ○あらゆる世代や人々が交流しつながるきっかけづくりができるような新たな交流の方法や開催方法の工夫 ○地域活動についてのSNSを活用した情報発信やオンライン講座などICTの活用、開催形態や交流の工夫 ○住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO法人、学校等のつながりづくりと連携促進			
【総合評価】 ◎:計画以上の効果が表れている ○:おおむね計画通りだが更に力を入れて推進する必要がある △:計画通りにすすめるためには、今後取組内容や目標を見直す必要がある			

市地域福祉保健計画策定・推進委員会の主な意見	
柱1	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で地域活動の回数は減りましたが、その中でも工夫しながら活動されている部分があると実感しました。 ・地区別支援チームの体制が全区で整ったのは大きな成果だと思います。
柱2	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関して中核機関が整備され先進的な取組をされており、とても評価すべき点だと感じています。 ・第4期計画の時期的な特徴として、生活困窮者自立支援制度、社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の公益的な取組、成年後見制度利用促進等、法律や制度の動きの中で、地域福祉で取り組むべき課題が新たに加わってきています。サービスの給付だけで解決しない課題について、地域を基盤に解決していく、そうしたことを地域福祉保健計画の中にも反映させていき、そのための取組が身近な地域でも広がりを見せています。
柱3	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で地域活動のきっかけづくりの講座やボランティア活動数の減少は明確ですが、地域に関心を寄せる方が身近に増えたことは実感しています。 ・社会福祉法人の地域貢献や企業との連携は前進を示す数値や取組もあり、今後に期待できます。

5 第4期計画中間評価の公表等について

中間評価の結果については、横浜市地域福祉保健計画のホームページにて、3月末に公表する予定です。
 また、中間評価の結果を踏まえ、市計画期間後半の取組を推進するとともに、令和4年度から第5期計画の策定に向けた検討を行い、令和6年3月策定を目標とします。



令和4年度

予算概要

健康福祉局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎える中、福祉・保健分野における市民ニーズは多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかな対応が求められています。また、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、引き続き、市民の安心・安全確保に向け、各種対策を講じていく必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、次期中期4か年計画や財政ビジョンをはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していきます。

<令和4年度の6つの柱>

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 2 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- 3 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 4 障害者福祉の充実
- 5 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 6 参加と協働による地域福祉保健の推進

<主な取組>

「新型コロナウイルス感染症対策の実施」 市民の安心・安全を確保するため、ワクチンの接種を進めます。また、感染症コールセンターの運営や診療・検査体制の充実に加え、自宅療養者への支援体制を強化します。さらに、高齢者・障害者施設等に対し、運営継続に係る支援を実施するほか、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活にお困りの方や悩みを抱えている方等に対しての支援を行います。

「健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」 健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善や生活習慣病予防に向けた取組を進めます。第2期健康横浜21の最終評価を踏まえ、第3期計画の策定を進めます。また、各種がん検診や特定健診の受診率の向上に取り組めます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、鶴見区において新たな斎場整備を着実に進めるとともに、市営墓地の整備に取り組めます。

「地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加」 よこはま地域包括ケア計画を推進し、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図ります。また、元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加を通じた生きがいづくりを進めます。さらに、敬老特別乗車証のICT化により、利用実態の透明化を図ります。

「障害者福祉の充実」 障害のある人もない人も誰もが自らの意思により自分らしく生きることができるよう、引き続き第4期障害者プランを推進し、地域共生社会の実現を目指します。また、新たに「障害福祉のあんない」アプリ版を開発し、情報支援の強化に取り組むとともに、自殺対策や依存症対策、障害者差別解消法への取組等、社会情勢を踏まえた対応を一層進めます。

「暮らしを支えるセーフティネットの確保」 様々な事情により生活にお困りの方からの相談を広く受け止め、個人の尊厳を守り、社会から孤立しない、自分らしく安定した生活の実現に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進めます。ひきこもり支援については、相談窓口を開設して、ひきこもりの状態にある当事者や家族等を支援するとともに、関係機関のバックアップ体制を充実させます。

「参加と協働による地域福祉保健の推進」 地域福祉保健活動の基盤づくりや身近な地域の支え合い活動の充実に向け、第4期横浜市地域福祉保健計画を推進するとともに、第5期市計画策定に向けた検討、準備を行います。また、地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザについて、未整備地区での整備に取り組むとともにICTを活用したリモート相談を一部施設で試行実施します。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	377,369,898	404,340,963	26,971,065	7.1	
1項					
社会福祉費	45,227,742	46,574,281	1,346,539	3.0	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	119,872,083	128,314,433	8,442,350	7.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	13,655,729	17,221,219	3,565,490	26.1	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	131,686,416	132,410,562	724,146	0.5	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	9,607,924	9,206,538	△ 401,386	△ 4.2	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	54,270,844	67,456,831	13,185,987	24.3	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	3,049,160	3,157,099	107,939	3.5	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	121,992,174	124,780,740	2,788,566	2.3	
1項					
特別会計繰出金	121,992,174	124,780,740	2,788,566	2.3	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	499,362,072	529,121,703	29,759,631	6.0	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	317,512,526	320,134,290	2,621,764	0.8
介護保険事業費会計	314,310,106	318,090,364	3,780,258	1.2
後期高齢者医療事業費会計	84,453,843	90,003,246	5,549,403	6.6
公害被害者救済事業費会計	37,952	34,919	△ 3,033	△ 8.0
新墓園事業費会計	1,644,296	2,148,776	504,480	30.7
特別会計計	717,958,723	730,411,595	12,452,872	1.7

健康福祉局一般会計予算の財源

	3年度	4年度
特定財源	(46.8)	(47.9)
	233,790,161	253,703,175
一般財源	(53.2)	(52.1)
	265,571,911	275,418,528
合	(100)	(100)
計	499,362,072	529,121,703

() 内は構成比

目 次

・	令和4年度健康福祉局予算案の考え方	1
・	令和4年度健康福祉局予算案総括表	2
<hr/>		
I	新型コロナウイルス感染症への対策の実施	4
・	新型コロナウイルス感染症対策に対する基本的な考え方	3 不安・負担の軽減 4 感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	5 生活にお困りの方への支援
2	診療や検査、療養支援の充実	
<hr/>		
II	地域福祉保健の推進	10
6	地域福祉保健計画推進事業等	8 地域ケアプラザ整備・運営事業
7	権利擁護事業	9 福祉のまちづくり推進事業等
<hr/>		
III	高齢者保健福祉の推進	14
・	介護保険制度関連事業の概要	14 介護保険外サービス
・	横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて	15 認知症施策の推進
10	介護保険事業	16 高齢者の社会参加促進
11	(地域支援事業) 介護予防・日常生活支援総合事業	17 介護人材支援事業 18 低所得者の利用者負担助成事業
12	(地域支援事業) 包括的支援事業	19 地域密着型サービス推進事業
13	(地域支援事業) 任意事業	20 施設や住まいの整備等の推進
<hr/>		
IV	障害者施策の推進	24
・	障害福祉主要事業の概要	28 障害者の就労支援
21	障害者の地域生活支援等	29 障害者のスポーツ・文化
22	障害者の地域支援の拠点	30 障害者差別解消・障害理解の推進
23	障害者の相談支援	31 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
24	障害者の移動支援	32 こころの健康対策
25	障害者支援施設等自立支援給付費	33 依存症対策事業
26	障害者グループホーム設置運営事業	34 精神科救急医療対策事業
27	障害者施設の整備	
<hr/>		
V	生活基盤の安定と自立の支援	33
35	生活保護・生活困窮者自立支援事業等	38 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業
36	ひきこもり支援	39 後期高齢者医療事業
37	援護対策事業	40 国民健康保険事業
<hr/>		
VI	健康で安全・安心な暮らしの支援	37
41	市民の健康づくりの推進	47 食の安全確保事業
42	がん検診事業	48 快適な生活環境の確保事業
43	予防接種事業	49 動物の愛護及び保護管理事業
44	感染症・食中毒対策事業等	50 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
45	衛生研究所運営事業	51 斎場・墓地管理運営事業
46	医療安全の推進	
・	外郭団体関連予算案一覧	45

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。

※各事業の令和4年度予算額の横に、() で前年度予算額を併記しています。

「I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施」の章については、[] で前年度現計予算額も併記しています。

※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

I 新型コロナウイルス感染症への対策の実施

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民が安全で安心した生活を送れるよう、次に掲げる内容を新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方に掲げ、各種取組を実施していきます。

<新型コロナウイルス感染症対策に対する基本的な考え方>

◆感染予防・拡大防止の推進

希望する全市民が、円滑に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられるよう、予約受付や問合せ及び接種等の体制を整備し、接種を着実に実施します。また、保健所体制の強化や全ゲノム解析による感染状況の把握と監視体制の強化、Y-A-E-I-Tによる検体採取、高齢者・障害者施設等に対する抗原検査キットの配付により、引き続き感染の拡大防止を進めます。

◆感染時の支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも、市民が安心して受けることができる診療・検査体制の整備や、自宅で療養する方に対して、よりきめ細かく支援をするための見守り支援体制の確保などにより、市民の生命と健康を守る体制を充実させます。

◆暮らし・生活の安心確保

生活の支援に関する各種給付や、一時的な生活及び宿泊場所の確保など、生活に不安を抱える方に対する支援を進めます。また、自殺対策や自立相談支援では、きめ細かな相談支援を行うことにより不安の軽減につなげます。

- ・ 一時的な生活場所の確保
- ・ 一時的な宿泊場所の確保

- ・ 生活の支援に関する各種給付
- ・ 傷病手当金の支給
- ・ 相談体制の確保 等

暮らし・生活
の安心確保

感染予防・
拡大防止の
推進

感染時の
支援体制の
充実

- ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種
- ・ 保健所体制の強化
- ・ 広報・啓発による予防啓発 等

- ・ 自宅療養者の見守り支援
- ・ 診療・検査体制の確保
- ・ 医療費等の負担
- ・ 医療機関等への受入支援
- ・ 福祉施設等の運営支援 等

新型コロナウイルス感染症対策の概要

新型コロナウイルス関連予算 434億847万円

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業（6ページ）323億4,606万円

接種に関する市民へのご案内と円滑な予約受付 84億6,400万円

- ・予約受付
- ・問合せの体制整備
- ・個別通知等の発送
- ・広報・広告による情報提供

接種体制の整備等 238億8,206万円

- ・接種費用
- ・医療機関等での接種の促進
- ・ニーズに即した接種会場の設置・運営
- ・接種体制の整備等

2 診療や検査、療養支援の充実（7ページ）64億4,013万円

検査体制の充実 20億588万円

- ・Y-AEITによる検体採取
- ・衛生研究所によるPCR検査・遺伝子解析
- ・高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業
- ・高齢者・障害者施設等に対する抗原検査事業

自宅療養者への見守り支援 15億6,895万円

医療機関等への受入支援 1億4,847万円

- ・帰国者・接触者外来支援事業
- ・精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

診療体制の確保支援 14億4,007万円

- ・帰国者・接触者外来の設置・運営
- ・休日における診療体制の強化

保健所体制の強化 12億7,676万円

3 不安・負担の軽減（8ページ）32億555万円

コールセンター運営 4億3,587万円

一時的な生活場所の確保 7,481万円

医療費等の公費負担 26億9,487万円

- ・行政検査公費負担事業
- ・医療費公費負担事業

- ・高齢者施設への退院支援事業
- ・緊急ショートステイ事業
- ・生活支援ショートステイ事業

4 感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援（8ページ）3億5,804万円

広報・啓発による感染予防 500万円

運営に係る支援 3億5,304万円

- ・サービス提供体制確保・継続支援
- ・業務継続計画（BCP）の策定支援

5 生活にお困りの方への支援（9ページ）10億5,869万円

生活の支援に係る給付 8億1,836万円

- ・住居確保給付金の給付
- ・国民健康保険傷病手当金の支給

不安の軽減 2億3,372万円

- ・自殺対策事業
- ・自立相談支援事業

一時的な宿泊場所の確保 661万円

- ・ホームレス等自立支援事業

1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	
本 年 度	323億4,606万円	
前 年 度	250億2,700万円	
差 引	73億1,906万円	
本年度の財源内訳	国	322億2,088万円
	県	1億2,507万円
	その他	11万円
	市 費	—

事業内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、希望する全市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を実施します。

1 接種に関する市民へのご案内と円滑な予約受付 84億6,400万円（46億2,600万円）〔121億2,658万円〕

市民が円滑に接種を受けられるよう、個別通知や広報により、接種に関するご案内を行うとともに、予約受付や問合せの体制を整備します。

(1) 予約受付・問合せの体制整備及び個別通知等の発送 83億9,500万円

予約受付や問合せに円滑に対応するため、コールセンターの運営や相談員の配置を行います。

また、2回接種を完了し追加接種の対象となる方及び4年度に5歳になる方等に、接種券を同封した個別通知を作成し、発送します。

(2) 広報・広告による情報提供 6,900万円

接種に関する情報について、広報よこはまや市ウェブサイト等の本市広報媒体に加え、広報チラシやデジタル広告・交通広告等の様々な媒体を用いて周知を図ります。

2 接種体制の整備等

238億8,206万円（204億100万円）〔639億1,367万円〕

(1) 接種費用

54億9,548万円

ワクチン接種をした医療機関等に対して、国が定める接種費用及び手数料を支払います。（自己負担額：0円）

(2) 医療機関等での接種の促進

43億859万円

市民が身近な医療機関で接種を受けられる体制の整備や、在宅の高齢者等への訪問接種及び小児接種を促進するため、医療機関に各種協力金を交付します。

(3) ニーズに即した接種会場の設置・運営

101億6,714万円

鉄道駅からのアクセス等を考慮のうえ、1日あたり3,000回以上接種できる大規模な会場や方面別の会場等、3回目接種を希望する市民の多様なニーズに応じた集団接種会場を設置・運営します。

(4) 接種体制の整備等

39億1,085万円

医療機関へのワクチンの配送や、集団接種会場で必要となる医療資器材の調達等を行うほか、ワクチン接種事業を行うために必要な各種事務を実施します。

また、被接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付を行います。

2		診療や検査、療養支援の充実	<p>事業内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関等と連携し、診療体制の確保や検査体制の充実に取り組み、市民の安心・安全を確保します。</p> <p>また、医療施設や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、保健所の医師や保健師が迅速な検査を行い、クラスターの発生防止や早期収束につなげます。</p> <p>1 検査体制の充実〈拡充〉</p> <p>20億588万円（10億1,032万円）〔15億2,975万円〕</p> <p>(1) <u>Y-A-E-I-Tによる検体採取</u> 13億8,600万円</p> <p>クラスターの発生防止、早期収束を図るため、<u>医療機関や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、クラスター予防・対策チーム（Y-A-E-I-T）が現地に出勤し、対象者を濃厚接触者に限らず、必要な方に幅広くPCR検査を実施します。</u></p> <p>(2) <u>衛生研究所によるPCR検査・遺伝子解析</u></p> <p>6,048万円</p> <p><u>市内感染状況の把握と監視体制の強化を図るため、市衛生研究所で次世代シーケンサーを用いた全ゲノム解析を実施します。</u></p> <p>(3) <u>高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業</u></p> <p>2,176万円</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止するため、新規で高齢者施設へ入所する高齢者を対象に、本人の希望によりPCR検査を行う場合に、その費用を助成します。</p> <p>(4) <u>高齢者・障害者施設等に対する抗原検査事業〈新規〉</u> 5億3,764万円</p> <p><u>高齢者・障害者施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合に、即時検査ができるよう、市内施設等に対して抗原検査キットを配付します。</u></p> <p>2 診療体制の確保支援 14億4,007万円（11億3,845万円）〔19億1,901万円〕</p> <p>(1) <u>帰国者・接触者外来の設置・運営</u> 12億7,407万円</p> <p><u>帰国者・接触者外来の診療を確保・支援するため、診療に必要な仮設建物等を確保するほか、採取した検体を市衛生研究所で検査します。また、患者の移送手段を確保し、適切な受診調整に繋がります。</u></p> <p>(2) <u>休日における診療体制の強化</u> 1億6,600万円</p> <p>多くの医療機関が休診する休日でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所で、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等の診療・検査体制を強化します。</p> <p>3 自宅療養者への見守り支援 15億6,895万円（0万円）〔12億691万円〕</p> <p><u>保健所の健康観察により、医師の診療が必要と判断された自宅療養者に対して、よりきめ細かく支援をするため、区医師会や委託事業者、外来診療に協力する病院等による電話診療や訪問診療、CT検査等ができる体制を確保します。</u></p> <p>4 医療機関等への受入支援 1億4,847万円（1億935万円）〔2億7,335万円〕</p> <p>(1) <u>帰国者・接触者外来支援事業</u> 1億4,744万円</p> <p>帰国者・接触者外来で、濃厚接触者等の患者をより多く受け入れる体制を確保するため、帰国者・接触者外来を開設している医療機関に対し、患者受入れ件数に応じて支援金を支給します。</p> <p>(2) <u>精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業</u> 103万円</p> <p>新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担を補填することを目的として、協力金を支給します。</p> <p>5 保健所体制の強化 12億7,676万円（3億7,040万円）〔13億2,619万円〕</p> <p><u>疫学調査などの感染症業務に対応する保健所の危機管理体制を強化するため、会計年度任用職員の採用及び人材派遣契約の活用により、人員を確保します。</u></p>
本年度	64億4,013万円		
前年度	26億2,852万円		
差引	38億1,161万円		
本年度の財源内訳	国	9億8,605万円	
	県	27億2,323万円	
	その他	—	
	市費	27億3,085万円	

3	不安・負担の軽減		事業内容 市民の不安・負担の軽減を図るため、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等の負担、一時的な生活場所の確保に取り組みます。 1 コールセンター運営 4億3,587万円 （4億6,018万円）〔9億2,035万円〕 <u>市民や症状のある方からの相談や問合せに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。</u> 2 医療費等の負担 26億9,487万円 （17億2,211万円）〔40億9,033万円〕 (1) 行政検査公費負担事業 15億4,522万円 行政検査について、医療保険適用後の患者自己負担に相当する金額について公費で負担します。 (2) 医療費公費負担事業 11億4,965万円 入院勧告に基づいて医療機関に入院した患者に対し治療に必要な費用を公費で負担します。 3 一時的な生活場所の確保 7,481万円 （2,708万円）〔1億361万円〕 (1) 高齢者施設への退院支援事業 4,773万円 療養期間を経過した治癒者の医療機関から介護施設への移行を支援することにより、日常生活への復帰を促し、逼迫している病床の確保を図ります。 (2) 緊急・生活支援ショートステイ事業 2,708万円 濃厚接触者となった高齢者を緊急に受け入れるための確保費等を介護施設及び養護老人ホームに助成します。
本 年 度	32億555万円		
前 年 度	22億937万円		
差 引	9億9,618万円		
本年度の財源内訳	国	16億3,279万円	
	県	4億3,587万円	
	その他	120万円	
	市 費	11億3,569万円	

4	感染防止や福祉施設等の継続運営に向けた支援		事業内容 新型コロナウイルス感染症に関する広報により、市民に対して正しい知識や予防に向けての理解促進を図ります。 また、高齢・障害者施設等でサービス等を継続して提供できるよう、必要経費の助成や業務継続計画の策定支援を実施します。 1 広報・啓発による感染予防 500万円 （511万円）〔511万円〕 <u>感染症予防の正しい知識や感染が疑われる場合の対応、制度改正の内容等について、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等を活用した広報、啓発に取り組みます。また、情報の多言語化等により、市民に伝わりやすい情報発信を進めます。</u> 2 運営に係る支援 3億5,304万円 （3億1,478万円）〔3億1,978万円〕 (1) サービス提供体制確保・継続支援 3億4,804万円 高齢・障害者施設等で利用者や職員に感染者が発生した場合等に、感染対策に必要な消毒費用や追加的人件費等の経費を助成します。 (2) 業務継続計画（BCP）の策定支援 500万円 市内障害福祉事業所等を対象に、感染症発生時等における業務継続計画の策定に向けた研修を実施し、持続的なサービス提供体制を支援します。
本 年 度	3億5,804万円		
前 年 度	3億1,989万円		
差 引	3,815万円		
本年度の財源内訳	国	7,167万円	
	県	2億3,742万円	
	その他	62万円	
	市 費	4,833万円	

5	生活にお困りの方への支援		事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、 <u>生活に困り事を抱える方に対し、一時金の給付やきめ細かな相談支援等による不安の軽減に向けた支援を実施します。</u> 1 生活の支援に係る給付 8億1,836万円 (18億2,533万円) [18億2,533万円] (1) 住居確保給付金の支給 7億9,636万円 生活にお困りの方に対し家賃相当分を支給します。 (2) 国民健康保険傷病手当金の支給 2,200万円 国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で被用者のうち新型コロナウイルスに感染した方などに対し、傷病手当金を支給します。 2 一時的な宿泊場所の確保 661万円 (661万円) [661万円] ホームレス等自立支援事業 生活自立支援施設はまかぜでの感染拡大防止を図るため、入所時に体調不良となっている方等の一時的な宿泊場所を確保します。 3 不安の軽減 2億3,372万円 (1億7,390万円) [1億7,390万円] (1) 自殺対策事業 3,672万円 インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。 (2) 自立相談支援事業 1億9,700万円 コロナ禍で増加した生活相談に対して、きめ細かな相談支援を行います。
	本年度	10億5,869万円	
	前年度	20億584万円	
	差引	△9億4,715万円	
本年度の財源内訳	国	7億144万円	
	県	9,308万円	
	その他	168万円	
	市費	2億6,249万円	

II 地域福祉保健の推進

6	地域福祉保健計画推進事業等		事業内容 福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。
	本年度	5億7,696万円	1 地域福祉保健計画推進事業 1,703万円 (1,360万円) 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、元年度から5年度を計画期間とする第4期横浜市地域福祉保健計画を推進します。 あわせて、第5期市計画（計画期間：6～10年度）策定に向けた検討、準備を行います。
	前年度	4億6,783万円	
	差引	1億913万円	
本年度の財源内訳			
	国	1,724万円	2 民生委員・児童委員事業〈拡充〉 3億5,988万円 (3億4,936万円) 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動費を支給するとともに、引き続き、民生委員活動の周知や活動を支援する取組を行います。 <u>また、11月末で3年の任期が満了するため、一斉改選を行います。</u>
	県	—	
	その他	207万円	
	市費	5億5,765万円	
			3 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業 2,327万円 (2,714万円) 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報（名簿）を民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。 また、各区の実情に応じて、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者の個人情報（名簿）も民生委員及び地域包括支援センターへ提供します。
			4 災害時要援護者支援事業 1億5,537万円 (5,394万円) 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支え合いの取組を支援します。 このうち、3年度の災害対策基本法改正等に併せて、個別避難計画等の制度をモデル事業を通して検討していきます。
			5 ごみ問題を抱えている人への支援事業 2,141万円 (2,379万円) いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。 また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組めます。

7	権利擁護事業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。 成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。
本年度	6億852万円		1 横浜生活あんしんセンター運営事業 2億8,094万円（2億7,258万円） 生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害のある方を支援する事業を補助します。 成年後見制度の利用を促進し、相談支援機関としての役割を發揮できるよう、区社会福祉協議会あんしんセンターの体制を強化します。
前年度	5億6,979万円		
差引	3,873万円		
本年度の財源内訳	国	2億100万円	
	県	5,198万円	
	その他	3,643万円	
	市費	3億1,911万円	
3 市民後見人養成・活動支援事業 4,869万円（4,839万円） 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めるとともに、第6期養成課程を実施します。			2 中核機関運営事業 5,176万円（5,162万円） 地域における成年後見制度の利用を促進するため、中核機関「よこはま成年後見推進センター」と市協議会を運営します。 市協議会は、弁護士をはじめとする専門職団体と福祉等の関係機関により、制度が市民にさらに広く認知されるよう区域を超えた市域の課題を検討します。 市協議会で協議した方向性を踏まえ、中核機関は、制度の効果的な広報・相談のほか、相談機関の連携や人材育成等を通じ、利用促進に取り組みます。
4 成年後見制度利用促進事業 1,343万円（1,391万円） (1) 成年後見サポートネット 地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに成年後見サポートネットを実施します。 併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。 (2) 親族調査事務委託 権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申立てに係る親族調査及び親族図の作成等を専門職団体に委託して実施します。			
5 成年後見制度利用支援事業 2億1,370万円（1億8,329万円） 成年後見制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。 なお、申立費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。			

8	地域ケアプラザ 整備・運営事業	
本年度	37億4,030万円	
前年度	37億2,416万円	
差引	1,614万円	
本年度の 財源内訳	国	—
	県	—
	その他	2,342万円
	市費	37億1,688万円

事業内容

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

1 整備事業 6億8,529万円（7億3,218万円）

地域ケアプラザの整備計画の完了に向けて、残り3か所の整備を進めます。

（整備計画数：146か所

6年度の港南区 上永谷駅前(仮称)で整備完了)

	所在区	名称	主な事業内容	しゅん工予定	開所予定
1	金沢区	西柴	床取得	4年度	5年3月
2	保土ヶ谷区	保土ヶ谷(仮称)	床取得	4年度	5年4月
3	港南区	上永谷駅前(仮称)	工事	5年度	6年度

2 運営事業〈拡充〉

30億5,501万円（29億9,198万円）

(1) 地域ケアプラザの運営 (144か所)

地域における身近な福祉保健の拠点として、様々な相談を受けるとともに、次の事業を実施します。

- ア 地域活動交流事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域包括支援センター運営事業
- エ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業
- オ 一般介護予防事業
- カ 居宅介護支援事業
- キ 通所系サービス事業（一部施設のみ実施）

(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等

効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。

- ア 施設運営指導
- イ 指定管理者選定

(3) 地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの研修

(4) ICT環境整備事業〈拡充〉

ICTを活用したリモート相談を一部地域ケアプラザで試行実施します。

(5) 地域ケアプラザ借地料等

(6) 福祉避難所応急備蓄物資の整備（新規整備分のみ）

(7) 綱島地区における樽町地域ケアプラザ分室運営事業

高齢者人口が非常に多く、今後も増加が見込まれる樽町地域ケアプラザ(港北区)圏域内の綱島地区において、分室の運営を行います。

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。（18ページ：12番参照）

9	福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
	本年度	5億393万円	1 福祉のまちづくり推進事業 1,040万円 (1,164万円) 福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、動画等を活用した広報を行います。また、3年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 推進指針の広報等 (4) 福祉のまちづくり普及啓発 (5) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,711万円 (2,592万円) 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。(31台) 3 福祉有償運送事業 421万円 (420万円) 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。 4 再犯防止推進計画推進事業 148万円 (153万円) 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性－横浜市再犯防止推進計画－」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。 5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 993万円 (908万円) (1) 市民の福祉保健を担う社会福祉職・保健師の専門性を向上させるため、職員から責任職までの一貫した育成体系に基づき、キャリア形成支援を行います。 (2) 次代の地域福祉保健人材の育成のため、社会福祉士・保健師等の資格取得を目的とした学生実習を各区福祉保健センターで受け入れます。 (3) 市民の福祉保健の向上に資する支援体制を維持していくため、採用が困難となっている社会福祉職・保健師の人材確保に取り組みます。 6 福祉保健システム運用事業 4億6,080万円 (2億9,255万円) 高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、情報システム標準化、法・制度改正対応等の改修を行います。
	前年度	3億4,492万円	
	差引	1億5,901万円	
本年度の財源内訳			
	国	1,283万円	
	県	—	
	その他	426万円	
	市費	4億8,684万円	

Ⅲ 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

1 介護保険給付 (16ページ：10番) 2,942億3,253万円

在宅(居宅)サービス 1,440億1,066万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・-
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・-
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス 468億1,462万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 67億96万円

施設サービス(介護保険3施設) 868億1,813万円

- ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設/介護医療院

その他 165億8,912万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業 (17~19ページ) 166億2,155万円

介護予防・日常生活支援 総合事業 95億2,780万円 (17ページ：11番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・訪問支援事業
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 (よこはま健康スタイル推進事業)
- ・介護予防・生活支援サービス事業 (訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等)

包括的支援事業 56億2,634万円 (18ページ：12番)

- ・地域包括支援センター運営費
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域包括ケア推進事業
- ・ケアマネジメント推進事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発)
- ・認知症初期集中支援推進事業
- ・認知症地域支援推進事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業 (医療局予算：3億8,610万円)

任意事業 14億6,741万円 (19ページ：13番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・高齢者配食・見守り事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・地域で支える介護者支援事業

3 その他事務費 76億2,239万円

- ・職員人件費
- ・保険運営費
- ・計画策定・管理費
- ・要介護認定等事務費 等

4 介護保険外サービス (19ページ：14番) 7億6,156万円

- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・外出支援サービス事業
- ・中途障害者支援事業
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・認知症支援事業等

5 低所得者の利用者負担助成事業 (22ページ：18番) 1億6,406万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計(再掲)】

一般会計/介護特会(再掲)

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

3年度からスタートした「よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」では、ポジティブ・エイジングを基本目標に掲げ、2025年問題の解決に向けて具体的に取り組みます。

2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

※第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

第8期計画の施策体系と主要事業

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して ～介護予防・生活支援・社会参加～

- ・地域づくり型介護予防事業 [17ページ 11番] 8,857万円
- ・敬老特別乗車証交付事業 [20ページ 16番] 136億7,896万円
- ・全国健康福祉祭参加事業 [20ページ 16番] 6億8,613万円
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 [17ページ 11番] 7,366万円
- ・生活支援体制整備事業 [18ページ 12番] 10億2,806万円

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して ～在宅介護・在宅医療、多職種連携～

- ・地域密着型サービス事業所整備等事業 [22ページ 19番] 4億8,471万円
- ・ケアマネジメント推進事業等 [18ページ 12番] 391万円
- ・在宅医療・介護連携推進事業 3億8,610万円（医療局事業）

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して ～施設や住まいの整備～

- ・特別養護老人ホーム整備等事業 [23ページ 20番] 44億5,669万円
- ・地域密着型サービス事業所整備等事業（再掲） [22ページ 19番] 4億8,471万円
- ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 [23ページ 20番] 5,330万円

IV 安心の介護を提供するために ～介護人材の確保・定着支援・専門性の向上～

- ・介護人材支援事業 [21ページ 17番] 3億5,356万円

V 地域包括ケア実現のために ～自分らしい暮らしの実現とサービスの適正化～

- ・地域包括ケア推進事業 [18ページ 12番] 2,901万円
- ・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） [18ページ 12番] 778万円

VI 自然災害・感染症対策 ～緊急時の備えと対応～

- ・介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 [8ページ 4番] 2億3,804万円

認知症施策推進計画

- ・認知症支援事業 [20ページ 15番] 1億3,805万円
- ・認知症初期集中支援推進事業 [20ページ 15番] 1億3,771万円
- ・認知症地域支援推進事業 [20ページ 15番] 1,802万円
- ・地域で支える介護者支援事業 [20ページ 15番] 1,926万円

10	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 <u>介護保険法、第8期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。</u>	
本年度	3,184億7,647万円		1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約93万6千人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約133万9千人	
前年度	3,147億639万円		2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 また、「要介護認定事務センター」を引き続き運用します。	
差引	37億7,008万円		要介護認定者数 約18万5千人	
本年度の財源内訳	国	687億6,656万円	3 保険給付費 2,942億3,253万円 (2,885億5,507万円) (1) 在宅介護サービス費 1,440億1,066万円 (2) 地域密着型サービス費 468億1,462万円 (3) 施設介護サービス費 868億1,813万円 (4) 高額介護サービス費等 165億8,912万円	
	県	451億2,669万円		
	第1号保険料	664億8,924万円		
	第2号保険料	819億309万円		
	その他	71億523万円		
	市費	490億8,566万円		
			4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>6,500円(3～5年度) (2) 保険料軽減 ア 低所得者の保険料軽減 消費税率引上げによる公費を投入し第1～4段階の負担割合について0.05～0.25の軽減を行います。 イ 低所得者減免	
(3) 段階別保険料 ※消費税率引上げによる公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合、保険料年額(月額)				
段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	※0.25	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者等・中国残留邦人等支援給付対象者		※19,500円(月1,625円)
第2段階	※0.25	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	※19,500円(月1,625円)
第3段階	※0.35		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)	※27,300円(月2,275円)
第4段階	※0.60		(うち第2段階・第3段階を除く者)	※46,800円(月3,900円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	70,200円(月5,850円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者)	78,000円(月6,500円)
第7段階	1.07	本人市民税課税者	(合計所得金額120万円未満の者)	83,460円(月6,955円)
第8段階	1.10		(合計所得金額120万円以上160万円未満の者)	85,800円(月7,150円)
第9段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者)	99,060円(月8,255円)
第10段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者)	120,900円(月10,075円)
第11段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者)	131,820円(月10,985円)
第12段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	152,880円(月12,740円)
第13段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	177,840円(月14,820円)
第14段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の者)	202,800円(月16,900円)
第15段階	2.80		(合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の者)	218,400円(月18,200円)
第16段階	3.00		(合計所得金額2,000万円以上の者)	234,000円(月19,500円)
「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額				

11	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護保険事業費会計) ※10「介護保険事業」の再掲	
本年度	95億2,780万円	
前年度	91億1,881万円	
差引	4億899万円	
本年度の 財源内訳	国	33億2,645万円
	県	11億3,903万円
	第1号 保険料	10億4,762万円
	第2号 保険料	24億6,030万円
	その他	1億8,558万円
	市費	13億6,882万円

事業内容

要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。

1 地域づくり型介護予防事業〈拡充〉

8,857万円（7,074万円）

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防普及イベントや講演会の開催、啓発媒体の作成・配布等を行います。さらに、各区で健康づくりと連携した普及啓発を実施します。

(2) 地域介護予防活動支援事業〈拡充〉

地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。また、高齢者が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の充実に向けた検討を行います。

(3) 元気づくりステーション事業

介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げ、活動の活性化等の支援を行います。身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を拡げます。

(4) 一般介護予防事業評価事業〈拡充〉

次期よこはま地域包括ケア計画策定等に向け、3年に1度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の大規模調査を実施します。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。

2 訪問支援事業

1億5,361万円（1億5,362万円）

心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。

3 よこはまシニアボランティアポイント事業

7,366万円（9,358万円）

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいがづくりを促進します。

引き続き登録者及び活動者を増やすため、より参加しやすい対象活動や効果的な運営方法等の検討を行います。

(4年度末見込：登録者数 25,533人 活動者数 12,700人 受入施設・団体数 715か所)

4 介護予防・生活支援サービス事業

92億1,196万円（88億87万円）

介護保険の要支援認定を受けた方等を対象として、横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス、住民主体のボランティア等による支援を行う介護予防・生活支援サービス補助事業を実施します。

多様なサービスを充実させることにより、効果的かつ効率的な支援を実施します。

12	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※10「介護保険事業」の再掲		事業内容 福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置運営を行います。 また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。
本 年 度	56億2,634万円		1 地域包括支援センター運営費 40億1,575万円 (39億6,655万円) (4年度末見込：設置数 145か所) 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。 (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)
前 年 度	55億6,340万円		
差 引	6,294万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	21億5,482万円	2 生活支援体制整備事業 10億2,806万円 (10億2,021万円) 区社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に配置した「生活支援コーディネーター」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。 高齢者等の社会参加を促進するとともに、地域の活動団体の課題解決と活動の活性化を図るため、プロボノの仕組みづくりを進めます。
	県	10億7,741万円	
	第1号 保険料等	12億8,731万円	
	市 費	11億680万円	
医療局予算 3億8,610万円含む			3 地域包括ケア推進事業 2,901万円 (3,120万円) (1) 医療介護保健統合データベースを活用し、医療局と連携して外部研究機関との共同研究に取り組み、研究結果を基にワークショップ等を実施します。 (2) 高齢期の暮らしに関する情報発信の充実に向け、地域包括ケアポータルサイト「ふくしらべ」の内容を拡充するとともに、サイト閲覧者増加に向けた広告等を行います。 (3) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランを基に、介護予防、生活支援、医療・介護連携、認知症支援など、区域の取組を推進します。
			4 ケアマネジメント推進事業等〈拡充〉 391万円 (377万円) (1) ケアマネジメントの質の向上を図るため研修等を実施します。 (2) <u>在宅生活から施設生活となっても継続的なケアマネジメントが実施できるよう、入所時に施設に手渡す、自身の希望や事柄を記載できるツールを新たに作成します。</u> (3) 個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。
			5 市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発) 778万円 (787万円) 市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要な情報を提供します。
			6 認知症初期集中支援推進事業等 1億5,573万円 (1億3,751万円) 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。

13	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計) ※10「介護保険事業」の再掲		事業内容 任意事業として、給付費の適正化や、高齢者の在宅生活の継続に必要な支援を行います。 1 介護給付費適正化事業 2億2,431万円 (2億2,514万円) ケアプラン点検等の主要5事業の取組を着実に進め給付の適正化を推進します。 2 介護相談員派遣事業 1,678万円 (3,224万円) 利用者の生活の場である特別養護老人ホームや介護老人保健施設、高齢者グループホーム等に介護相談員を派遣し、介護サービスの質の向上を図ります。 3 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 4億7,804万円 (4億3,538万円) 高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、 <u>一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。</u> 4 高齢者配食・見守り事業 5,600万円 (6,800万円) ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。 5 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業等 6億9,228万円 (6億9,335万円) ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。
本年度	14億6,741万円		
前年度	14億5,411万円		
差引	1,330万円		
本年度の財源内訳	国	5億4,091万円	
	県	2億7,046万円	
	第1号保険料等	3億2,404万円	
	市費	3億3,200万円	

14	介護保険外サービス		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。 1 ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業 1,920万円 (2,167万円) ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話(緊急通報装置)を貸与し、急な体調悪化等の緊急時に近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。 2 外出支援サービス事業 6,524万円 (6,275万円) 公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。 3 中途障害者支援事業 4億2,720万円 (4億1,976万円) 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」へ運営費の補助を行います。 また、中途障害者への理解を深めるための普及啓発や連絡会・研修会等を実施します。 4 高齢者等住環境整備事業等 2億4,992万円 (2億3,449万円) 要介護・要支援認定を受けた高齢者等が安全に在宅生活を続けられるよう、専門スタッフが対象者の身体状況や生活状況に合わせた助言を行うとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成します。
本年度	7億6,156万円		
前年度	7億3,867万円		
差引	2,289万円		
本年度の財源内訳	国	9,172万円	
	県	2,255万円	
	その他	853万円	
	市費	6億3,876万円	

15	認知症施策の推進 ※ 12、13、14 の事業の再掲		事業内容 認知症施策推進計画（3～5年度）に基づき、認知症の人や家族の支援、医療・介護連携等の支援体制整備の取組を進めます。 1 認知症支援事業〈拡充〉 1億3,805万円 （1億2,462万円） 認知症キャラバンメイト・サポーターの養成、もの忘れ検診及び認知症疾患医療センターの運営を継続実施するほか、若年性認知症の相談支援を行う <u>若年性認知症支援コーディネーターを増配置します。</u> 2 認知症初期集中支援推進事業 〈再掲(P18)〉 1億3,771万円 （1億3,074万円） 認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。 3 認知症地域支援推進事業〈拡充〉 1,802万円 （677万円） 認知症カフェの活動支援を行います。また、 <u>チームオレンジの取組をモデル実施します。</u> 4 地域で支える介護者支援事業 1,926万円 （2,036万円） 介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。認知症への理解促進、高齢者虐待防止の普及啓発や関係機関の連携を推進します。また、認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。
本 年 度	3億1,304万円		
前 年 度	2億8,249万円		
差 引	3,055万円		
本年度の財源内訳	国	1億2,228万円	
	県	3,783万円	
	その他	3,983万円	
	市 費	1億1,310万円	

16	高齢者の社会参加促進		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 136億7,896万円 （137億6,970万円） 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 <u>敬老特別乗車証のIC化により正確な利用実態を把握します。</u> 2 老人クラブ助成事業等 3億1,204万円 （3億1,178万円） 地域における高齢者相互の支えあいや、社会参加を促進するため事業費の助成を行います。 3 生きがい就労支援スポット運営等事業 2,519万円 （2,537万円） 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向け金沢区・港北区の2か所で事業を実施します。 4 全国健康福祉祭参加事業〈拡充〉 6億8,613万円 （5,434万円） <u>4年度は地元開催であるため、円滑な大会運営を行うとともに市内で2種目のスポーツ交流大会を開催します。</u> また、市代表選手として全競技（32種目）に参加し、最大440人を派遣します。
本 年 度	147億232万円		
前 年 度	141億6,119万円		
差 引	5億4,113万円		
本年度の財源内訳	国	1億3,422万円	
	県	386万円	
	その他	21億1,734万円	
	市 費	124億4,690万円	

17	介護人材支援事業		事業内容 1 新たな介護人材の確保〈拡充〉 2億646万円（1億7,834万円） 新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。 <u>(1) 外国人介護人材受入促進セミナー実施事業</u> 〈新規〉 <u>外国人介護人材の受入れを検討する事業所を対象に、受入れを促進するためのセミナーを実施します。</u> (2) 訪日前日本語等研修事業 本市で介護の仕事我希望する外国人を対象に、日本語能力や介護の知識などの研修を実施します。 (3) 外国人と受入施設等のマッチング支援事業 等 海外において、本市で介護の仕事我希望する外国人を発掘し、マッチングを実施します。 (4) 日本語学校学費補助事業 【基金】 介護福祉士を目指す留学生を受け入れる法人に日本語学校の学費を補助します。 (5) 介護福祉士専門学校学費補助事業 専門学校等の学費を立て替えた介護事業者に学費を補助します。 (6) 住居借上支援事業 新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に、住居の借上げのための経費を補助します。 (7) 資格取得・就労支援事業（初任者研修） 等 市内介護事業所での就労を目指す市民を対象に、介護職員初任者研修を実施し、研修の受講と就労を一体的に支援します。 (8) 訪問介護等資格取得支援事業 ホームヘルパー等を目指す市民を対象に研修費用を助成し、資格取得を支援します。 (9) 介護に関する入門的研修事業 介護人材の裾野を広げるため、介護に関する基本的な知識を身につけることができる「介護に関する入門的研修」をオンラインで実施します。
本 年 度	3億5,356万円		
前 年 度	3億1,804万円		
差 引	3,552万円		
本年度の財源内訳	国	500万円	
	県	1億6,350万円	
	社会福祉基金	350万円	
	市 費	1億8,156万円	
			2 介護人材の定着支援〈拡充〉 1億4,120万円（1億3,500万円） 介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。 <u>(1) 受入施設担当者研修事業〈新規〉</u> <u>外国人介護人材の受入体制を推進するため、外国人介護人材受入施設等の職員を対象に研修を実施します。</u> (2) 訪日後日本語等研修事業 等 (3) 中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業 (4) 介護職員の宿舎整備事業 3 専門性の向上 590万円（470万円） 介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。 (1) 認知症ケア技法に係るセミナーの実施 認知症ケア技法等の基本的な知識・技術取得のための介護職員向けセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。 (2) 地域包括ケア実現を担う人材育成事業 等

18	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。
本年度	1億6,406万円		1 社会福祉法人による利用者負担軽減 3,168万円 (3,332万円) 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 1,044人
前年度	2億646万円		
差引	△ 4,240万円		
本年度の財源内訳	国	2,800万円	
	県	3,386万円	
	第1号保険料	1,673万円	
	市費	8,547万円	
			2 介護サービス自己負担助成費 1億3,238万円 (1億7,314万円) 収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの居住費等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。
			助成の種類及び助成予定対象者数 (1) 在宅サービス助成 884人 (2) グループホーム助成 230人 (3) 施設居住費助成 37人

19	地域密着型サービス推進事業		事業内容 地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用を図るサービスの普及促進、サービスの質の確保及び向上を図る事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。
本年度	6億9,380万円		1 地域密着型サービス事業所整備等事業 4億8,471万円 (4億4,416万円) 小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所の整備に対する補助を行うとともに、民有地マッチング事業により、未整備圏域の解消を図ります。 また、既存事業所の防災改修工事等に係る補助を行います。
前年度	6億7,180万円		
差引	2,200万円		
本年度の財源内訳	国	6,739万円	
	県	5億5,347万円	
	その他	5,366万円	
	市費	1,928万円	
			地域密着型サービス事業所整備費補助 13か所 2 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 2億485万円 (2億2,489万円) 開設経費補助 16か所
			3 地域密着型サービス事業所運営推進事業 424万円 (275万円) (1) 優れた自立支援の取組を行っている事業所の表彰 (2) 事業者向けセミナー等の開催・サービス普及促進

20	施設や住まいの整備等の推進		事業内容 1 特別養護老人ホーム整備事業 44億5,669万円 (42億6,839万円) 介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの整備に対する助成を行います。 特別養護老人ホーム建設費補助 12か所																																			
	本年度	92億2,014万円	しゅん工	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(シフト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレシヤス横浜</td> <td>青葉区元石川町</td> <td>あすか福祉会</td> <td>100 (20) 人</td> </tr> <tr> <td>玉成苑 羽沢</td> <td>神奈川区羽沢町</td> <td>千成会</td> <td>100 (0) 人</td> </tr> <tr> <td>わかたけ都筑</td> <td>都筑区川和町</td> <td>若竹大寿会</td> <td>110 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>スミール荏田</td> <td>都筑区荏田南町</td> <td>たつき会</td> <td>130 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>和の郷戸塚</td> <td>戸塚区俣野町</td> <td>新湊福祉会</td> <td>40 (0) 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">5か所 480人分 (4年度増分)</td> <td colspan="2" style="text-align:right">480 (40) 人</td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(シフト)	プレシヤス横浜	青葉区元石川町	あすか福祉会	100 (20) 人	玉成苑 羽沢	神奈川区羽沢町	千成会	100 (0) 人	わかたけ都筑	都筑区川和町	若竹大寿会	110 (10) 人	スミール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130 (10) 人	和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40 (0) 人	5か所 480人分 (4年度増分)			480 (40) 人			
	施設名(仮称)	建設地		建設運営法人	定員(シフト)																																	
	プレシヤス横浜	青葉区元石川町		あすか福祉会	100 (20) 人																																	
玉成苑 羽沢	神奈川区羽沢町	千成会		100 (0) 人																																		
わかたけ都筑	都筑区川和町	若竹大寿会	110 (10) 人																																			
スミール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130 (10) 人																																			
和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40 (0) 人																																			
5か所 480人分 (4年度増分)			480 (40) 人																																			
前年度	60億5,254万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>常盤台みずほ</td> <td>保土ヶ谷区常盤台</td> <td>旭会</td> <td>200 (18) 人</td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 永田山王台</td> <td>南区永田山王台</td> <td>敬愛</td> <td>190 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>花のかなで</td> <td>瀬谷区下瀬谷</td> <td>湖成会</td> <td>150 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>若葉台みずほ</td> <td>旭区若葉台</td> <td>旭会</td> <td>130 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>しょうじゅの里三保サテライト荏田</td> <td>青葉区荏田北</td> <td>兼愛会</td> <td>29 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>追加選定中①</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>29 (10) 人</td> </tr> <tr> <td>追加選定中②</td> <td>未定</td> <td>未定</td> <td>29 (10) 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">7か所 757人分 (5年度増分)</td> <td colspan="2" style="text-align:right">757 (78) 人</td> </tr> </tbody> </table>				常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200 (18) 人	けいあいの郷 永田山王台	南区永田山王台	敬愛	190 (10) 人	花のかなで	瀬谷区下瀬谷	湖成会	150 (10) 人	若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130 (10) 人	しょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北	兼愛会	29 (10) 人	追加選定中①	未定	未定	29 (10) 人	追加選定中②	未定	未定	29 (10) 人	7か所 757人分 (5年度増分)			757 (78) 人	
常盤台みずほ	保土ヶ谷区常盤台	旭会	200 (18) 人																																			
けいあいの郷 永田山王台	南区永田山王台	敬愛	190 (10) 人																																			
花のかなで	瀬谷区下瀬谷	湖成会	150 (10) 人																																			
若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130 (10) 人																																			
しょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北	兼愛会	29 (10) 人																																			
追加選定中①	未定	未定	29 (10) 人																																			
追加選定中②	未定	未定	29 (10) 人																																			
7か所 757人分 (5年度増分)			757 (78) 人																																			
差引	31億6,760万円																																					
本年度の財源内訳	国	2億1,912万円	地域密着																																			
	県	45億332万円																																				
	その他	6,601万円																																				
	市費	44億3,169万円																																				
2 特別養護老人ホーム等改修事業〈拡充〉 4億3,379万円 (2億8,609万円) 既存施設に対し、居住環境改善のための改修費等の補助を行います。 (1) プライバシー保護のための改修費補助 6か所 (2) 看取り環境整備費補助 7か所 <u>(3) 新規整備を条件に行う大規模修繕等補助〈新規〉</u> 4か所																																						
3 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等〈拡充〉 35億9,016万円 (9億5,004万円) 特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等への開設準備経費を補助します。 また、 <u>介護現場の業務効率化・職員負担軽減等の観点から、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入に必要な経費の補助を行います。</u>																																						
4 高齢者施設等の非常用自家発電・換気設備改修事業等 2億9,701万円 (1億2,152万円) 高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備、給水設備の整備に要する費用について補助します。また、感染拡大を防止する観点から、換気設備の改修等に要する費用について補助します。																																						
5 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業 3億8,919万円 (3億7,544万円) 医療的ケアが必要な方を多く受入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入れを促進します。																																						
6 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 5,330万円 (5,106万円) 特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関する情報を集約し、各区で個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」の運営費を補助します。																																						

IV 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連 障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要21】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要22】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要26】 在宅障害児・者短期入所事業【予算概要21】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要23】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要31】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要32】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】
補装具費	生活援護事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

地域生活支援事業関連 後見的支援推進事業 【予算概要21】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要22】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要22】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要23】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要23】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

その他の主な事業 障害者自立生活アシスタント事業等 【予算概要21】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業 【予算概要22】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要22】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
重度障害者タクシー料金助成事業 【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
障害者就労支援事業 【予算概要28】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ文化センター管理運営事業 【予算概要29】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要30】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策 【予算概要32】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
依存症対策事業 【予算概要33】	横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、支援者向けガイドラインの作成や相談機能の強化、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者や家族等への支援を充実していきます。
精神科救急医療対策事業【予算概要34】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

21	障害者の 地域生活支援等	
本年度	185億6,489万円	
前年度	159億2,645万円	
差引	26億3,844万円	
本年度の 財源内訳	国	64億5,772万円
	県	31億9,886万円
	その他	589万円
	市費	89億242万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)

1 後見的支援推進事業

あんしん 6億2,520万円 (6億4,576万円)

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)

2 障害者ホームヘルプ事業

157億7,678万円 (131億1,422万円)

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。

また、重度障害者が大学等に修学する際に必要となる通学中の支援や、学校敷地内での移動や食事、排せつの介助など、大学等での体制が整うまでの期間、必要な支援を提供します。

3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業

あんしん 2億1,699万円 (2億1,696万円)

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

4 医療的ケア児・者等支援促進事業〈拡充〉

あんしん 1,425万円 (888万円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、コーディネーターを担える人材を養成します。

5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業〈新規〉

1,400万円 (0万円)

電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。それにより、自助力や防災意識を向上させ、災害時にも電源を確保できるよう支援します。

6 在宅障害児・者短期入所事業

19億14万円 (19億3,348万円)

介護者の病気・事故等の理由により障害児者が介護を受けられないときに、一時的に施設等に入所し介護を受けることができる短期入所等のサービスを提供します。

また、短期入所を実施する医療機関での強度行動障害児者の受入れを支援します。

7 障害者情報支援事業【基金】〈拡充〉

1,753万円 (715万円)

障害者が障害福祉サービスを選択する際に必要な情報を支援するため、本市障害者施策全体の概要を掲載した冊子「障害福祉のあんない」を発行するとともに、アプリ版を開発し情報支援を強化します。

22	障害者の 地域支援の拠点	
本年度	104億7,926万円	
前年度	104億4,163万円	
差引	3,763万円	
本年度の 財源内訳	国	27億8,675万円
	県	13億9,337万円
	その他	8万円
	市費	62億9,906万円

事業内容

1 多機能型拠点運営事業 **あんしん**

1億8,499万円（1億8,623万円）

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（3か所）

2 障害者地域活動ホーム運営事業

58億6,172万円（58億9,339万円）

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。

（41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）

3 精神障害者生活支援センター運営事業

あんしん 12億8,640万円（12億7,838万円）

統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。

（指定管理方式のA型9区、補助方式のB型9区）

4 地域活動支援センターの運営

あんしん 31億4,615万円（30億8,363万円）

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（4年度末見込み 136か所）

23	障害者の 相談支援	
本年度	18億9,988万円	
前年度	18億4,106万円	
差引	5,882万円	
本年度の 財源内訳	国	7億7,017万円
	県	3億8,509万円
	その他	—
	市費	7億4,462万円

事業内容

1 障害者相談支援事業

8億5,753万円（8億5,807万円）

基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。

また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。

2 計画相談・地域相談支援事業

10億566万円（9億4,639万円）

障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。

また、施設等からの退所・退院を支援する地域移行支援事業と、地域で単身等で生活する障害者の緊急時に対応する地域定着支援事業を実施します。

3 発達障害者支援体制整備事業

あんしん 3,669万円（3,660万円）

発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。

また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。

24	障害者の 移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進して いきます。
本 年 度	67億6,896万円		1 福祉特別乗車券交付事業 30億377万円 (29億3,043万円) 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シ ーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額 (年額) 1,200円 (20歳未満600円)
前 年 度	68億9,689万円		
差 引	△1億2,793万円		
本年度の 財源内訳	国	8億2,329万円	
	県	4億1,164万円	2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 7億4,007万円 (6億2,350万円) 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、 福祉タクシー利用券を交付します。 (助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車7枚 まで使用可〉)
	その他	6,532万円	
	市 費	54億6,871万円	
4 移動情報センター運営等事業 あんしん 1億5,731万円 (1億5,452万円) 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支 援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議 会で運営します。			3 障害者自動車燃料費助成事業 2億1,602万円 (2億139万円) 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、 自動車燃料券を交付します。 (助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚)
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 21億1,031万円 (24億2,508万円) 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の 支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等 を行います。			
6 障害者移動支援事業 あんしん 1億3,337万円 (1億4,607万円) (1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 (3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。			
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億8,875万円 (3億9,658万円) 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。			
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,936万円 (1,932万円) 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者 が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

25	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
本 年 度	366億4,579万円		1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
前 年 度	325億1,776万円		
差 引	41億2,803万円		
本年度の 財源内訳	国	183億1,631万円	
	県	91億5,816万円	
	その他	2万円	
	市 費	91億7,130万円	
			2 利用者数見込 延べ16,484人 (月平均)

26	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1億7,886万円 (1億7,804万円) 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(過齢児)移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
本 年 度	186億7,577万円		2 運営費補助等 184億4,965万円 (170億7,359万円) グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 925か所 (A型2、B型923) うち新設44か所
前 年 度	172億9,829万円		
差 引	13億7,748万円		
本年度の 財源内訳	国	74億3,784万円	
	県	37億1,259万円	
	その他	—	
	市 費	75億2,534万円	
			3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,726万円 (4,666万円) 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。

27	障害者 施設の整備	事業内容 1 障害者施設整備事業 あんしん 5,083万円 (6,058万円) 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 ・多機能型拠点 (設計費、工事費)	
本年度	10億8,416万円	2 松風学園再整備事業 10億1,509万円 (17億9,092万円) 入居者の居住環境改善のため、新居住棟の建設工事を完了し、B棟解体工事に着手します。 また、同園敷地の民設入所施設の運営を開始します。	
前年度	18億6,285万円	3 障害者施設安全対策事業〈拡充〉 1,824万円 (1,135万円) 利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等に要する費用を助成します。 また、緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。 (1) 防犯対策 12施設 (2) ブロック塀等改修工事 1施設 (3) 非常用自家発電設備設置 1施設	
差引	△7億7,869万円		
本年度の 財源内訳	国	1,388万円	
	県	—	
	その他	19万円	
	市費	10億7,009万円	

28	障害者の 就労支援	事業内容 1 障害者就労支援センターの運営 3億51万円 (3億51万円) 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所	
本年度	3億3,579万円	2 障害者共同受注センターの運営 2,045万円 (2,045万円) 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。	
前年度	3億3,757万円	3 障害者の就労促進 1,483万円 (1,661万円) 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等を開催します。 また、障害者就労への市民理解を促進するため、就労現場の紹介や障害者施設が作成した商品販売、就労啓発施設を活用した情報発信等を行うとともに、本市における優先調達の推進に取り組みます。	
差引	△178万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,201万円	
	市費	3億2,378万円	

29	障害者のスポーツ・文化		事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 <主な取組> (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やピアノやダンスなどの発表会の実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
	本年度	12億3,947万円	
	前年度	12億4,808万円	
	差引	△861万円	
本年度の財源内訳	国	1億415万円	
	県	4,150万円	
	その他	42万円	
	市費	10億9,340万円	

30	障害者差別解消・障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動 465万円（430万円） 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載 2 情報保障の取組 2,105万円（2,633万円） 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区） (3) 市民苑の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 831万円（826万円） 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 204万円（186万円） 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	本年度	3,605万円	
	前年度	4,075万円	
	差引	△470万円	
本年度の財源内訳	国	950万円	
	県	475万円	
	その他	—	
	市費	2,180万円	

31	重度障害者医療費助成事業 ・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 113億9,634万円 (112億3,124万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
	本年度	165億3,996万円	(1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く)
	前年度	162億3,415万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 17,208人 イ 国民健康保険加入者 17,516人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,977人 計 58,701人
	差引	3億581万円	
本年度の財源内訳	国	25億6,379万円	2 更生医療給付事業 51億4,362万円 (50億291万円) 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。
	県	47億2,217万円	
	その他	18億3,502万円	
	市費	74億1,898万円	
			(1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方
			(2) 対象者数見込 2,111人

32	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業〈拡充〉 7,268万円 (6,759万円) 本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的な対策を推進します。
	本年度	87億7,349万円	(1) 普及啓発・相談支援・人材育成〈一部再掲(P9)〉 普及啓発の取組を進めるとともに、インターネットを通じた相談や、様々な専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。また、「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。
	前年度	87億7,517万円	(2) 自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族の支援、自殺未遂者の初期対応にあたる職員を対象とした研修を実施します。
	差引	△168万円	(3) <u>市民意識調査の実施〈拡充〉</u> <u>5年度までの現横浜市自殺対策計画の見直しに向けた基礎調査として、市民意識調査を実施します。</u>
本年度の財源内訳	国	42億9,883万円	2 医療費公費負担事業 86億6,814万円 (86億7,434万円) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。
	県	3,697万円	
	その他	33万円	
	市費	44億3,736万円	
			3 措置入院者退院後支援事業 3,267万円 (3,324万円) 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。

33	依存症対策事業	事業内容 3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発などの取組を拡充します。	
本 年 度		6,429万円	1 依存症対策の推進〈拡充〉 6,429万円 (6,252万円) 依存症の早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげるため、 <u>幅広い領域の相談・支援者等が支援に活用可能な支援者向けガイドラインを作成します。</u> さらに、 <u>メール相談の試行実施等、相談機能を強化します。</u> 併せて、 <u>依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、様々な媒体を活用した普及啓発の取組を充実していきます。</u>
前 年 度		6,252万円	
差 引		177万円	
本年度の財源内訳			
	国	3,251万円	(1) 地域支援計画推進 <u>(2) 専門相談支援事業〈拡充〉</u> <u>(3) 普及啓発事業〈拡充〉</u> (4) 連携推進事業 (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (6) 民間団体への補助金による事業活動支援
	県	111万円	
	その他	4万円	
	市 費	3,063万円	

34	精神科救急医療対策事業	事業内容 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。	
本 年 度		3億5,590万円	1 精神科救急医療対策事業〈一部再掲(P7)〉 3億5,590万円 (3億5,932万円) (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進めることで、受入病床を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院 (全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 (4) 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前 年 度		3億5,932万円	
差 引		△342万円	
本年度の財源内訳			
	国	5,398万円	
	県	701万円	
	その他	22万円	
	市 費	2億9,469万円	

V 生活基盤の安定と自立の支援

35	生活保護・生活困窮者自立支援事業等		事業内容 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。
本年度	1,290億8,990万円		1 生活保護費 1,270億8,124万円 (1,255億6,530万円) 生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、進学準備給付金、施設事務費、委託事務費を支給します。 <u>(1) 被保護世帯 55,177世帯</u> (3年10月 55,015世帯) <u>(2) 被保護人員 68,701人</u> (3年10月 68,832人) ※被保護世帯及び被保護人員は4年度見込み
前年度	1,284億9,051万円		
差引	5億9,939万円		
本年度の財源内訳	国	956億5,312万円	
	県	4,660万円	2 被保護者自立支援プログラム事業 4億9,458万円 (4億9,346万円) (1) 就労支援事業 各区に就労支援専門員を配置し、18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人情報を提供するなど、被保護者の早期就労に向けた、きめ細かな支援を展開します。 (2) 就労準備支援事業 すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に職場実習の場を提供し、就労意欲の喚起や一般就労に必要な基礎能力の形成を支援します。
	その他	14億2,677万円	
	市費	319億6,341万円	
3 生活困窮者自立支援事業 (一部再掲) 15億1,408万円 (24億3,175万円) 生活保護に至る前の段階や社会的に孤立している等の理由により、生活に困窮している方に対し、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、包括的な相談支援を実施できる体制づくりに取り組みます。 相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。			
(1) 自立相談支援事業 (一部再掲(P9)) コロナ禍で増加した生活にお困りの方の相談に対して、きめ細かな相談支援を行います。 地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。			
(2) 住居確保給付金 (再掲(P9)) 離職・廃業若しくは新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い減収となった方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。 ・支給見込件数 2,500件			
(3) 寄り添い型学習支援事業 貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。			

36	ひきこもり支援	事業内容 <u>ひきこもりの状態にある当事者やその家族等を支援します。また、地域で相談支援を行う関係機関の連携を強化するとともに、バックアップ体制を強化します。</u> 1 当事者・家族支援〈拡充〉【基金】 1,591万円 （1,820万円） <u>全年齢を対象とした市民向けのひきこもり相談専用ダイヤルを開設します。</u> <u>また、中高年向けのひきこもり相談窓口を開設し、面接等による相談支援を行います。</u> <u>相談者のニーズ理解や支援スキル向上のため、精神科嘱託医のコンサルテーションを実施します。</u> <u>中高年のひきこもりに関する現状を把握し今後の施策に反映するため、市民生活実態調査を実施します。</u> 2 支援者養成・後方支援〈拡充〉【基金】 384万円 （256万円） <u>ひきこもり支援に対する共通理解を促進するため、支援者を対象とした研修を実施します。</u> <u>ひきこもり支援について検討・協議を行う連絡協議会の開催を通じたネットワークの構築や、地域の関係機関へのスーパーバイザー派遣を行います。</u> 3 情報発信・啓発【基金】 262万円 （150万円） <u>市民を対象とした講演会の開催や、パンフレットの作成など、ひきこもりに関する普及啓発を行います。</u>	
本 年 度	2,237万円		
前 年 度	2,226万円		
差 引	11万円		
本年度の財源内訳	国	1,494万円	
	県	—	
	その他	302万円	
	市 費	441万円	

37	援護対策事業	事業内容 <u>寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。</u> 1 寿地区対策 6,405万円 （7,498万円） (1) 寿生活館運営事業 (2) 寿地区対策事業 (3) 寿福祉プラザ運営事業 2 寿町健康福祉交流センター等の運営 1億9,838万円 （2億515万円） <u>横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。</u> 3 ホームレス等自立支援事業〈拡充〉 <u>〈一部再掲(P9)〉</u> 4億169万円 （4億603万円） <u>生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。</u> <u>はまかぜや簡易宿泊所での滞在が困難な要配慮者のための借上げシェルターを拡充、また、はまかぜ入所時体調不良者等のための一時宿泊場所を確保します。</u> 4 中国残留邦人等援護対策事業 8億1,463万円 （8億3,072万円） <u>中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。</u>	
本 年 度	14億7,875万円		
前 年 度	15億1,688万円		
差 引	△3,813万円		
本年度の財源内訳	国	8億8,636万円	
	県	—	
	その他	398万円	
	市 費	5億8,841万円	

38	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 93億4,080万円 (93億3,888万円) 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成 します。 (1) 対象者 0歳～中学3年生 (3歳以上所得制限あり)
本 年 度	110億2,253万円		(2) 対象者数見込み 306,646人
前 年 度	109億507万円		1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の人及び 小学4年生以上は、通院1回500円までの負担があり ます (市民税非課税者は無料)。 ※院外薬局 (薬代) 及び入院は全額助成。
差 引	1億1,746万円		2 ひとり親家庭等医療費助成事業 16億8,173万円 (15億6,619万円) ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負 担分を助成します。 (1) 対象者 (所得制限あり) ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	(2) 対象者数見込 39,753人
	県	23億8,125万円	
	その他	7,049万円	
	市 費	85億7,079万円	

39	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後期高齢者医療 事業費会計)		事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、 後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域 連合と市町村が連携して運営します。
本 年 度	900億325万円		1 対象者 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方
前 年 度	844億5,384万円		2 被保険者数 518,433人 (3年度: 495,781人)
差 引	55億4,941万円		3 一部負担金割合 原則1割。現役並み所得の方は3割。 <u>4年10月から、1割負担の中で一定以上の所得があ る方は2割負担。</u> (現役並み所得の方は3割負担)
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	4 保険料 (1) 保険料率 <u>(2年毎改定、4年3月広域連合議会にて決定)</u> <u>均等割額 43,100円 (前年43,800円)</u> <u>所得割率 8.78% (前年8.74%)</u> ※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割 額の7割・5割・2割を減額。
	県	—	(2) 保険料賦課限度額66万円 (前年64万円) ※政令改正
	保険料等	501億9,101万円	
	市 費	398億1,224万円	

40	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)	事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。
本年度	3,201億3,429万円	1 被保険者数 ： <u>647,246人</u> （3年度：670,657人） 世帯数 ： <u>443,361世帯</u> （3年度：440,460世帯） 2 一部負担金割合 原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は2割（現役並み所得者は3割）。 3 保険料（4年度予算）〈拡充〉 <u>(1) 1人あたり年間平均保険料額</u> <u>112,310円</u> （3年度：110,189円） ※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計 ※市費及び繰越金の繰入れを行い、保険料負担を緩和 <u>(2) 保険料賦課限度額</u> ※政令改正予定 ・医療給付費分：65万円（3年度：63万円） ・後期支援金分：20万円（3年度：19万円） ・介護納付金分：17万円（3年度同） <u>(3) 未就学児に係る均等割額の減額</u> ※政令改正 〈新規〉 国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険に加入する未就学児を対象に4年度から均等割額の5割を減額（軽減措置）します。
前年度	3,175億1,253万円	
差引	26億2,176万円	
本年度の財源内訳		
	国	372万円
	県	2,173億5,232万円
	保険料等	749億994万円
	市費	278億6,831万円
4 データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業〈拡充〉 24億6,651万円 （23億513万円） <u>(1) 特定健康診査・特定保健指導（対象者：495,000人）〈拡充〉</u> 特定健康診査の自己負担額の無料化を継続します。 また、これまでの特定健診未受診者への個別勧奨に加え、新たに特定保健指導未利用者に対しても対象者特性に合わせた個別勧奨を行います。 <u>(2) 第3期データヘルス計画等（6～11年度）の策定に向けた分析等〈新規〉</u> 特定健康診査の結果やレセプト等の健康・医療情報を活用し、第3期データヘルス計画等の策定に向けたデータ分析等を実施します。		

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

41	市民の健康づくりの 推 進	<p>事業内容 健康横浜21に基づき、「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野の取組を充実させ、<u>企業や地域等と連携した健康づくりを進めます。</u> <u>また、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策等に取り組み、健康寿命延伸を目指します。</u></p>	
本 年 度	6 億7,863万円	<p>1 健康横浜21の推進〈拡充〉 8,718万円 (8,910万円) 関係機関・団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防に取り組み、市民の健康づくりを進めます。 <u>(1) 第3期健康横浜21の策定〈拡充〉</u> <u>第3期健康横浜21（計画期間：6年度～）の策定を進めます。なお、第3期計画は、歯科口腔保健推進計画（仮称）及び食環境づくりを推進する第3期食育推進計画と一体的に策定します。</u> <u>(2) 地域人材の育成</u> 保健活動推進員など、地域の健康活動の担い手育成や活動を支援します。</p>	
前 年 度	7 億1,183万円		
差 引	△ 3,320万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳			
国	1 億4,413万円	<p>2 よこはま健康アクション推進事業 1 億3,615万円 (1 億3,140万円) 健康横浜21の取組のうち、特に重点的に進める取組として、関連する施策と連携して推進します。また、企業と連携した健康づくりを推進します。 (1) 保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進（医療局予算含む） (2) 生活保護受給者等への健診受診勧奨、保健指導など健康管理支援の実施 (3) 従業員の健康づくりに取り組む事業所を支援する「横浜健康経営認証制度」の推進</p>	
県	921万円		
その他	9,803万円		
市 費	4 億2,726万円		
医療局予算 472万円含む		<p>3 よこはま健康スタイル推進事業 4 億3,730万円 (4 億6,758万円) (1) よこはまウォーキングポイント事業 スマホアプリや歩数計を活用し、日常生活の中で手軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことで、運動習慣の定着化を目指します。ウェアラブル端末からの歩数連携等アプリの利便性向上に取り組むとともに、引き続き事業効果の検証に取り組みます。 (2) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P17)〉</p>	
		<p>4 受動喫煙防止対策事業 1,800万円 (2,375万円) 飲食店向けの説明機会の拡充、店舗への巡回や通報に基づく現地確認を通じて事業者に働きかけ、健康増進法に定められた受動喫煙防止対策が順守される環境づくりを推進します。 また、法の趣旨や内容について広く周知啓発を実施し、受動喫煙防止に対する市民意識の向上に取り組めます。</p>	

42	がん検診事業		事業内容 1 各種がん検診 37億1,660万円 (46億3万円) <u>早期発見・早期治療の促進を図るため、市内の医療機関及び区福祉保健センター等で市民の受診機会を確保し、各種がん検診を実施します。</u> (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺(PSA))			
	本年度	40億3,141万円				
前年度	49億2,684万円					
差引	△8億9,543万円					
本年度の財源内訳	国	1億1,924万円				
	県	—				
	その他	107万円				
	市費	39億1,110万円				
			区分	対象	4年度	
			胃がん検診	エックス線	50歳以上 (2年度に1回)	12,000人
				内視鏡		18,000人
			肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	128,000人	
			子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	108,000人	
			乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	57,600人	
			大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	160,000人	
			前立腺がん検診 (PSA検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)	74,000人	
			計		557,600人	
2 受診率向上への取組 (1) 大腸がん検診の自己負担額の無料化 9,600万円 (1億800万円) 引き続き、本市のがん患者数1位の大腸がんについて、 <u>検診受診者の自己負担額を無料とします。</u>						
(2) 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化 2,086万円 (2,086万円) 妊婦の方は、産婦人科を定期的に受診し、子宮頸がん患者率の高まる年齢の方が大部分を占め、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配付する健診券綴の中に、引き続き子宮頸がん検診無料クーポン券を追加します。						
(3) 個別通知の送付等による受診勧奨 1億9,795万円 (1億9,795万円) (ア) がん検診の受診勧奨通知 <対象人数> 約193万人 国において受診率向上効果が認められている個別勧奨通知について、受診を習慣づけるようなキャッチフレーズを掲載するなど、行動経済学的知見を取り入れた内容とし、対象年齢(21歳から69歳まで)の方へ送付します。 (イ) 検診開始年齢の方への無料クーポン券の送付 <対象人数> 約4万4,000人 検診の初回受診率を高めることを狙いとして、検診開始対象年齢となる子宮頸がん検診(20歳)及び乳がん検診(40歳)の方に対して、無料クーポン券を送付します。						

43	予 防 接 種 事 業		<p>事業内容 感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関等において実施します。</p> <p>1 こどものための予防接種事業〈拡充〉 101億188万円（77億4,159万円）</p> <p>（1）定期予防接種〈拡充〉 100億9,988万円（77億3,959万円） 四種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ）、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、麻しん風しん混合、BCG、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチンの11種類の予防接種を引き続き実施します。 なお、<u>国の通知に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を再開します。また、勧奨が差し控えられていた期間に接種の機会を逃した方への救済措置を実施します。</u></p> <p>（2）骨髄移植等により免疫を失った方への再接種費用助成 200万円（200万円） 骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われたお子さんに対し、予防接種費用を助成します。</p>
本 年 度	121億7,296万円		
前 年 度	97億9,831万円		
差 引	23億7,465万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1億6,811万円	
	県	2,197万円	
	その他	6万円	
	市 費	119億8,282万円	
<p>2 高齢者のための予防接種事業 14億9,078万円（14億5,943万円）</p> <p>（1）肺炎球菌ワクチン 2億2,763万円（2億408万円） 高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 （自己負担額：3,000円）</p> <p>（2）季節性インフルエンザワクチン 12億6,315万円（12億5,535万円） 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 （自己負担額：2,300円）</p>			
<p>3 風しんの感染拡大防止対策事業 5億8,030万円（5億9,729万円）</p> <p>（1）成人男性への予防接種（第5期定期予防接種） 4億4,752万円（4億6,507万円） これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、抗体検査を実施し、陰性の方に予防接種を実施します。（自己負担額：無料）</p> <p>（2）妊婦のパートナー等を対象とした予防接種 1億3,278万円（1億3,222万円） 「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、妊娠を希望する女性やそのパートナー及び同居家族等に対し、予防接種費用及び抗体検査費用を助成します。 （自己負担額：抗体検査無料、予防接種3,300円）</p>			

44	感染症・食中毒 対策事業等		<p>事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。</p>
本年度	4億4,959万円		<p>1 感染症・食中毒対策事業 4,773万円 (4,344万円) 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業 5,607万円 (6,016万円) デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。</p> <p>3 結核対策事業〈拡充〉 2億3,161万円 (2億3,278万円) 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに患者の医療費を負担します。 (1) 接触者健診・管理検診の実施 (2) <u>私立学校等健診費補助〈拡充〉</u> 外国出生結核患者の増加を踏まえ、<u>補助対象施設に日本語学校等を追加することにより、結核対策の充実を図ります。</u> (3) 医療費支払 (4) 感染症診査協議会開催</p> <p>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,041万円 (6,122万円) H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図るため、土日夜間を含めたエイズに関する相談・検査・医療体制を整備します。</p> <p>5 新型インフルエンザ等対策事業 5,377万円 (5,523万円) (1) 発生時に患者を受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を確保します。 (2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局等で備蓄します。 (3) 地域中核病院等で、発生時を想定した帰国者・接触者外来訓練を実施します。 (4) 発生時に備え「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。 (5) 市民に対し、正しい知識や発生時の予防策等についての啓発を行います。</p>
前年度	4億5,283万円		
差引	△324万円		
本年度の財源内訳	国	1億6,376万円	
	県	—	
	その他	14万円	
	市費	2億8,569万円	

45	衛生研究所 運営事業	事業内容 保健所等と連携して、新型コロナウイルス等の感染症や食中毒等の検体及び食品等についての各種試験検査を行うとともに、検査に関連する調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。	
本年度	2億4,941万円	1 管理費 1億3,455万円 （1億4,133万円） 試験検査業務等が正確かつ円滑に実施できるよう、衛生研究所の運営及び設備の管理等を行います。	
前年度	2億5,482万円	2 試験検査費 3,990万円 （4,062万円） 保健所等から搬入される感染症や食中毒等の検体、食品等の各種試験検査を行います。	
差引	△541万円	3 試験検査機器維持整備事業費 6,239万円 （6,286万円） 試験検査に必要な機器の整備を行い、検査の迅速性、信頼性を図ります。	
本年度の財源内訳	国	158万円	4 調査研究・研修指導事業 366万円 （366万円） 試験検査業務に関連して、技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を行います。
	県	33万円	5 感染症・疫学情報提供等事業 811万円 （488万円） 感染症の発生状況を国へ報告するとともに、感染症の情報を医療機関や市民に情報提供します。
	その他	361万円	6 ヘルスデータ活用事業 80万円 （147万円） 疾病や健康に関連したデータや健診データ等を分析・把握し、本市の事業評価を支援します。
	市費	2億4,389万円	

46	医療安全の推進	事業内容 1 医療安全支援センター事業 1,789万円 （1,397万円） （1）医療に関する相談に対し、当事者間の問題解決を中立的立場で支援する相談窓口を運営します。 （2）患者サービス向上や医療安全管理体制確保、市民と医療機関のコミュニケーション向上を目的に、医療従事者向け研修会や市民向け講演会を行います。	
本年度	7,922万円	2 薬務事業 1,505万円 （1,411万円） （1）薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。また、これら業種に関する申請・届出について、手数料の納付を含めた電子化を4年度に開始します。 （2）大麻や覚醒剤等の薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向けの啓発を実施します。 （3）衛生検査所の登録及び立入検査を行います。	
前年度	6,314万円	3 医療指導事業 4,628万円 （3,506万円） 医療法に基づく市内医療機関への立入検査（医療監視）や、医療機関及び医療法人等への許認可等を通じて、適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。 また、法定の医療統計調査を外部委託により実施するほか、病院・診療所の手数料納付について電子化します。	
差引	1,608万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,987万円	
	市費	4,935万円	

47	食の安全確保事業		事業内容 食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止するとともに、食品の適正表示を推進して食の安全・安心を確保します。
本 年 度	2億5,881万円		1 食品衛生監視指導等事業 8,161万円 (7,558万円) (1) 食品関係施設に対して、HACCP実施状況の確認等の監視指導を実施します。 (2) 食品関係事業者の利便性向上のため、電子申請による営業許可事務の手続を開始します。 (3) eラーニングにより実施している衛生講習会の内容を更新して充実を図ります。 2 食の安全強化対策事業 5,794万円 (6,597万円) 発生件数が多いカンピロバクターやノロウイルス等の食中毒、食物アレルギー等の健康危害を防止するため、食品関係施設の監視指導や流通食品等の検査を実施します。 3 食品の放射性物質検査事業 693万円 (853万円) 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。 4 市場衛生検査所運営事業 1億1,233万円 (1億1,465万円) 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。
前 年 度	2億6,473万円		
差 引	△592万円		
本年度の財源内訳	国	199万円	
	県	—	
	その他	1億6,977万円	
	市 費	8,705万円	

48	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境衛生関係施設の衛生を確保します。また墓地等の許可について厳格な審査を行います。
本 年 度	6,952万円		1 環境衛生監視指導等事業 5,341万円 (5,209万円) (1) ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。 (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出受付事務や指導を実施します。 (3) 墓地等の経営許可については、専門の有識者による財務状況の審査会を適切に開催します。 2 建築物衛生、居住衛生対策事業 984万円 (1,042万円) レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時に感染原因究明等を行います。 3 生活環境対策事業 86万円 (158万円) ネズミ・トコジラミ等による被害を防止するための啓発や相談対応等を行います。 デング熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の発生防止のための啓発や相談対応等を行います。 4 災害時生活用水確保事業 541万円 (613万円) 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を行います。
前 年 度	7,022万円		
差 引	△70万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,158万円	
	市 費	5,794万円	

49	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 収容した犬猫の返還や譲渡を一層推進するとともに、終生飼養や動物愛護に係る普及啓発事業を進めます。
本年度	1億8,620万円		1 動物愛護センター運営事業 2,924万円 (3,086万円) 動物愛護の普及啓発の拠点として、より多くの方にご利用いただける施設にしていきます。
前年度	1億8,542万円		2 動物愛護普及啓発事業【一部基金】 2,554万円 (2,875万円) (1) 災害時のペット対策として、同行避難訓練の取組等の啓発を推進します。 (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助を行うとともに、地域猫支援事業を推進します。 (3) 動物愛護思想、終生飼育や適正飼育の普及啓発等を推進します。
差引	78万円		3 動物保護管理事業 6,249万円 (6,296万円) 収容した犬猫の情報をSNS等で発信し、返還及び譲渡を推進します。また、特定動物の飼養者や動物取扱事業者に対し、適正な飼養管理を確認するための立入調査、指導を実施します。
本年度の財源内訳	国	3万円	4 狂犬病予防事業 6,893万円 (6,285万円) 犬の登録と狂犬病予防注射の接種を推進します。
	県	—	
	その他	1億2,856万円	
	市費	5,761万円	

50	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 難病対策事業 54億5,691万円 (48億8,175万円) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、以下の事業等を実施します。 (1) 特定医療費(指定難病)助成事業 指定難病に罹患している方の負担軽減のため、治療に係る医療費の一部を助成します。 (2) 療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業やホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、一時入院事業や難病相談事業等もあわせて実施します。
本年度	60億3,003万円		2 公害健康被害補償事業等 5億3,820万円 (5億4,330万円) 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、公害健康被害者・遺族に対する補償費の給付や健康増進に必要な事業を実施します。 また、石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
前年度	54億6,300万円		3 公害被害者救済事業費会計 3,492万円 (3,795万円) 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
差引	5億6,703万円		
本年度の財源内訳	国	26億5,073万円	
	県	—	
	その他	5億3,770万円	
	市費	28億4,160万円	

51	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容
	本 年 度	49億6,323万円	1 斎場運営事業 19億7,013万円 (18億8,119万円) 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。また、市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。
	前 年 度	42億8,720万円	2 民営斎場使用料補助事業 3,114万円 (3,111万円) 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。
	差 引	6億7,603万円	3 墓地・霊堂事業 2億2,386万円 (2億1,914万円) 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地)及び久保山霊堂の管理運営を行います。
本年度の財源内訳	国	—	4 市営墓地危険箇所対策事業 6,153万円 (6,153万円) 市営墓地の危険箇所の安全対策として、これまでに実施した法面等危険箇所調査等の結果を踏まえ、がけ崩れ等対策強化に取り組みます。
	県	—	5 新墓園運営事業 10億9,578万円 (10億2,930万円) メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂について、指定管理者による管理運営を行います。また、日野こもれび納骨堂の使用者募集を行います。
	その他	24億2,684万円	6 市営墓地整備事業 11億5,950万円 (6億9,600万円) (1) 舞岡地区新墓園 10億5,300万円 (6億1,500万円) 公園型墓園を整備するための造成工事等を行います。
	市 費	25億3,639万円	(2) 大規模施設跡地等墓地整備 1億650万円 (8,100万円) 深谷通信所跡地での環境影響評価の手續等を進めます。
			7 東部方面斎場(仮称)整備事業 4億2,129万円 (3億6,893万円) 将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。
			(1) 整備火葬炉数 16炉(本炉15炉、予備炉1炉)
			(2) 実施内容 実施設計、周辺工事等

外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区分	3年度	4年度	増△減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	216,141	209,361	△ 6,780	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	216,141	209,361	△ 6,780	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	3,890,892	3,837,844	△ 53,048	
	委託料	1,910,980	1,908,132	△ 2,848	
	計	5,801,872	5,745,976	△ 55,896	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,437,896	1,449,688	11,792	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,509,691	1,503,685	△ 6,006	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センター「ウイリング横浜」の運営
	計	2,947,587	2,953,373	5,786	
障害者支援センター	補助金	2,452,996	2,388,156	△ 64,840	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	401,289	404,447	3,158	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	2,854,285	2,792,603	△ 61,682	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,030,321	3,003,049	△ 27,272	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,030,321	3,003,049	△ 27,272	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,601	2,592	△ 9	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	1,010,438	1,029,791	19,353	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	1,013,039	1,032,383	19,344	
合計		10,061,373	9,990,769	△ 70,604	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし